



# 市役所のご案内



●本庁電話・お太助フォン番号(代表) ☎42-2111

## 組織一覧

※はお太助フォン非対応です

| 位置図番号                         | 課名    | 電話番号  | 係名         | 仕事の主な内容   |
|-------------------------------|-------|---|------------|---|
| <b>総務部 FAX 0826-42-4376</b>   |       |   |            |   |
| ③①                            | 総務課   | 電話・お太助フォン<br>42-5611                              | 秘書行政係      | 市長・副市長の秘書、市への要望・陳情・請願等、情報公開・個人情報保護制度、行政嘱託員制度、条例・規則、市例規集、基幹統計、行政組織機構、庁内会議                      |
|                               |       |   | 職員係        | 人事の総合調整、職員の服務及び身分、職員の研修及び人事交流、職員の福利厚生及び衛生管理、公務災害、職員の給与及び特別職の報酬                                |
|                               |       |   | 電算管理係      | 庁内情報ネットワーク、電子計算組織・情報システムの管理運用   |
| ③②                            | 危機管理課 | 電話・お太助フォン<br>42-5625<br>(消費生活相談窓口)<br>電話 42-1143※ | 生活安全・消防防災係 | 防犯推進、防犯灯設置補助金、交通安全推進、災害対策本部、防災対策、自主防災組織、消防水利、消防団、消費者行政  |
| ③③                            | 財産管理課 | 電話・お太助フォン<br>42-5613                              | 管理・営繕係     | 市境・官民境界、公有財産及び庁舎の管理、財産台帳の整備、財産区、公共施設の活用、公用車の管理、物品の有効活用、土地開発行為、庁舎等市が所有する建物の新築及び増改築工事・修繕・模様替え工事 |
| <b>企画振興部 FAX 0826-42-4376</b> |       |   |            |   |
| ③④                            | 財政課   | 電話・お太助フォン<br>42-5623                              | 経営管理係      | 地方創生、行財政改革、地方分権の推進、権限移譲、行政評価制度、ふるさと納税制度   |
|                               |       |   | 財政係        | 財政計画、予算の編成及び執行管理、地方交付税、各種交付金、市債・一時借入金、基金管理、起債管理、財政状況の公表、財政健全化                                 |
| ③⑤                            | 政策企画課 | 電話・お太助フォン<br>42-5612                              | 企画調整係      | 総合計画、過疎計画及び辺地計画、広域行政、定住促進、生活交通施策、市が出資する法人((公財)安芸高田市地域振興事業団、(株)こうだ21)、新規重要施策及び重点事業             |
|                               |       |   | まちづくり支援係   | 住民自治振興施策、住民自治組織等の育成・支援、市民のまちづくり参画、認可地縁団体の認可・証明、吉田地域の住民自治組織、地域おこし協力隊員の総括                       |
|                               |       | 電話・お太助フォン<br>42-5627                              | 広報・ICT係    | 広報広聴活動、広報紙発行、市政懇談会等実施、ホームページ運営、対外発表及び報道機関との連絡、地域情報化、電子自治体、光ネットワーク利活用                          |
| <b>市民部 FAX 0826-42-2130</b>   |       |   |            |   |
| ①②                            | 総合窓口課 | 電話・お太助フォン<br>42-5616                              | 窓口係        | 戸籍、住民、外国人、印鑑、パスポート、埋火葬及び火葬場使用許可   |
| ③                             | 税務課   | 電話・お太助フォン<br>42-5614                              | 市民税係       | 市民税及び県民税、国民健康保険税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、納税奨励及び税務広報、納税相談  |
|                               |       |   | 資産税係       | 固定資産税、特別土地保有税、土地・家屋及び償却資産の調査及び評価、土地台帳   |
|                               |       |   | 収納係        | 滞納整理実施計画、市税等の滞納処分及び強制執行、納税通知書等の公示送達   |

◆位置図番号は、P31のフロアマップ上で示しているものです。

市役所のご案内





| 位置<br>番<br>号  | 課名                  | 電話番号   | 係名                      | 仕事の主な内容   |
|---|---------------------|--|-------------------------|---|
| <b>市民部(第2庁舎) FAX 0826-47-1206</b>                                     |                     |  |                         |   |
| ⑬   | 環境生活課<br>(結婚相談窓口)   | 電話・お太助フォン<br>42-1126   | 環境生活係                   | 資源回収の推進、不法投棄の防止、墓地、畜犬登録、公害防止、環境保全・環境美化、環境衛生関係法、結婚相談   |
| ⑭   | 人権多文化<br>共生推進課      | 電話・お太助フォン<br>42-5630   | 人権多文化<br>共生推進係          | 人権啓発、人権相談、人権擁護委員、人権会館等の管理運営、多文化共生、男女共同参画、青少年健全育成  |
| <b>福祉保健部(福祉事務所) FAX 0826-42-2130 *高齢者相談支援係、健康推進係 FAX 0826-47-1282</b> |                     |  |                         |   |
| ⑧   | 社会福祉課               | 電話・お太助フォン<br>42-5615   | 社会福祉係                   | 原子爆弾被害者・戦没者遺族等・引揚者の援護、民生・児童委員、社会福祉法人の指導監督   |
|   |                     |  | 生活福祉係                   | 生活保護の被保護者に対する指導・援助、生活保護に関する相談業務、生活保護の申請・受付、生活困窮者に対する相談支援  |
|   |                     |  | 障害者福祉係                  | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者生活支援、障害者社会参加促進、自立支援医療、障害児・者の相談、障害福祉サービス、障害児支援、特別障害者手当、障害児福祉手当   |
| ⑦   | 子育て支援課              | 電話・お太助フォン<br>47-1283   | 児童福祉係                   | 児童手当、母子及び父子家庭支援、児童クラブ、子育て支援、家庭児童相談、ファミリーサポート事業、保育所の運営、一時預かり、病後児預かり、子ども・子育て支援事業  |
| ⑥   | 高齢者福祉課              | 電話・お太助フォン<br>42-5618   | 介護保険係                   | 介護保険事業、要介護認定及び要支援認定、介護保険給付  |
| ⑮   |                     | 電話・お太助フォン<br>47-1281   | 高齢者<br>相談支援係*           | 高齢者生きがい対策、在宅高齢者支援、介護予防事業、高齢者総合相談、高齢者権利擁護、地域包括ケアシステム   |
| ⑤   | 保健医療課               | 電話・お太助フォン<br>42-5619   | 医療保険係                   | 国民健康保険、乳幼児医療費・重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費公費負担事業、後期高齢者医療、国民年金  |
| ⑯   | 健康推進センター            | 電話・お太助フォン<br>42-5633   | 健康推進係*                  | 予防接種、母子保健、歯科保健、保健センター、がん検診、感染症対策、精神保健、献血、医療従事者等免許申請事務、健康づくり事業、国保保健事業、健康あきたかた21推進協議会、食生活改善推進協議会、地域医療に関すること                                   |
| <b>産業振興部 FAX 0826-42-1003</b>   |                     |  |                         |   |
| ⑳   | 地域営農課               | 電話・お太助フォン<br>47-4021   | 営農支援係                   | 集落営農の推進、担い手育成、新規就農者の育成・支援、農業経営指導、農産物の生産振興、農業振興関係施設の管理、畜産振興、循環型農業の推進、米の需給調整  |
|   |                     |  | 農地利用係                   | 農振計画、中山間地域等直接支払、多面的機能支払、有害鳥獣対策、鳥獣保護対策、農地中間管理機構事務、耕作放棄地対策、農業生産法人の育成・支援、農業委員会との連携、人・農地プラン、食料品等表示(JAS法)  |
| ㉑   | 農林水産課               | 電話・お太助フォン<br>47-4022   | 農林土木係                   | 農村整備事業の企画調整、農道及び農業施設、土地改良事業、土地改良区の運営指導、農地及び農業用施設の災害復旧、治山及び林道、林業施設の災害復旧  |
|   |                     |  | 林業水産係                   | 林業振興計画、造林、ひろしまの森づくり事業、森林病虫害の防除、自然環境保全及び緑化振興、水産業の振興、地籍調査、農業及び林業用施設の占有・改築   |
| ㉒   | 商工観光課               | 電話・お太助フォン<br>47-4024   | 観光振興係<br>企業誘致・<br>商工振興係 | 観光事業、観光施設整備・管理、姉妹都市交流<br>企業立地、商工業振興、中小企業育成、雇用促進   |
| <b>建設部 FAX 0826-47-1206</b>   |                     |  |                         |   |
| ⑩   | 管理課                 | 電話・お太助フォン<br>47-1201   | 建設管理係                   | 道路及び河川等改築・占用許可、道路・橋梁台帳、ダム及び排水樋門の管理、都市計画、法定外公共物の管理、屋外広告物、生活道舗装、土砂法   |
|   |                     |  | 入札・検査係                  | 工事・委託業務・物品・製造請負の入札、工事・委託業務の検査、入札参加資格、技術職員の研修  |
| ⑫   | 住宅政策課               | 電話・お太助フォン<br>47-1202   | 住宅係                     | 市営住宅等の建設及び維持管理、入居者の募集及び選考、家賃徴収、住宅団地の分譲、空き家情報バンク、安芸高田市に住める補助事業、耐震改修  |
| ⑪   | 建設課                 | 電話・お太助フォン<br>47-1208   | 工務係                     | 道路・橋梁の新設・改良、砂防・急傾斜地、公共用地物件の取得・補償・登記、「東広島高田道路」事業の推進、「道の駅」事業の推進   |
| ㉓   | すぐやる課               | 電話・お太助フォン<br>47-1209   | 維持第1係                   | 道路・橋梁・河川の維持修繕及び公共土木施設の災害復旧(八千代支所駐在)   |
|   |                     |  | 維持第2係                   | (美土里支所駐在)(高宮支所駐在)   |
|   |                     |  | 維持第3係                   | (向原支所駐在)(甲田支所駐在)  |
| ⑨   | 上下水道課(公営<br>企業部水道課) | (水道専用)<br>電話・お太助フォン<br>47-1203<br>(下水道専用)<br>電話 47-1204※<br>(し尿専用)<br>電話・お太助フォン<br>47-1205 | 業務係                     | 水道事業及び下水道事業の普及促進、水道料金、給水中止・開始届等の受付、下水道使用料、受益者負担金分担金、し尿処理収集手数料   |
|   |                     |  | 経営企画係                   | 簡易水道事業の地方公営企業法適用化、水道事業の経営の健全化、下水道事業の地方公営企業法適用化、下水道事業の経営の健全化   |
|   |                     |  | 管理係                     | 給水装置工事店及び排水設備工事店の指定及び指導、給水装置工事の確認・検査、排水設備工事の確認・検査、水道施設及び下水道施設の維持管理、水道及び下水道施設の占有、水道の水質管理、水道及び下水道台帳の作成及び保管、し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理、一般廃棄物収集運搬業者の指導 |
|   |                     |  | 建設係                     | 水道及び下水道事業の基本計画、水道及び下水道施設の建設・改築工事、浄化槽・し尿処理施設の整備  |
| 清流園(し尿処理施設)   |                     | 電話 57-0823※  |                         |   |
| <b>議会事務局 FAX 0826-47-0250</b>   |                     |  |                         |   |
| 3階  | 議会事務局               | 電話・お太助フォン<br>42-5621   | 総務係                     | 市議会全般の事務、議長・副議長の秘書、議員の身上、庶務、経理、本会議・委員会、議会の会議録、議案、請願、陳情、市政調査、各種資料の収集、議会だよりの発行  |

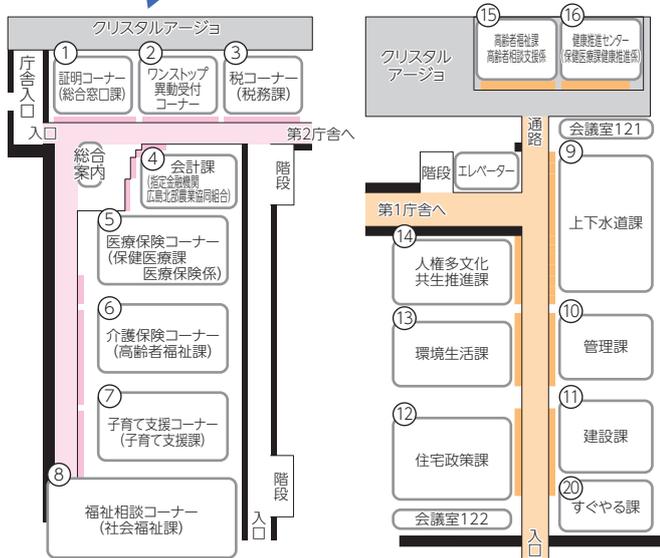




| 位置図番号                             | 課名          | 電話番号                 | 係名         | 仕事の主な内容  |
|-----------------------------------|-------------|----------------------|------------|--|
| ④                                 | 会計課         | 電話・お太助フォン<br>42-5620 | 出納係        | 現金の出納及び保管、歳入歳出決算の調製、支出負担行為確認、指定金融機関、物品の出納・保管・処分、備品管理システム   |
| 2階                                | 農業委員会事務局    | 電話・お太助フォン<br>47-4025 | 農地係        | 農業委員会運営、農地法関連申請、農業者年金、農地基本台帳の管理、農地の利用権設定   |
| 2階                                | 行政委員会総合事務局  |                      |            |  |
|                                   | 選挙管理委員会事務局  | 電話・お太助フォン<br>42-1136 | 選挙係        | 選挙の執行、選挙啓発、検察審査会   |
|                                   | 監査委員事務局     | 電話・お太助フォン<br>42-5622 | 監査係        | 各種監査、出納検査、決算審査   |
|                                   | 公平委員会       | 電話・お太助フォン<br>42-5622 |            | 職員の勤務条件・不利益処分の審査、職員の苦情相談   |
|                                   | 固定資産評価審査委員会 | 電話・お太助フォン<br>42-5622 |            | 固定資産課税台帳登録価格の不服審査  |
| 教育委員会事務局 FAX 0826-42-4396         |             |                      |            |  |
| ④1                                | 教育総務課       | 電話・お太助フォン<br>42-0049 | 総務係        | 教育長の秘書、教育委員会会議、予算、人事、儀式表彰及び交際、就学援助、就学奨励、奨学金、教育事務の点検・評価、学校保健・健康診断、統計調査  |
|                                   | 給食センター      | 電話・お太助フォン<br>52-7111 | 学校施設係      | 学校規模適正化、学校施設・設備、通学バス、通学路、教育情報化<br>給食全般<br>※事務所：八千代町土師67-1  |
| ④2                                | 学校教育課       | 電話・お太助フォン<br>42-5628 | 学校教育指導係    | 県費負担教職員人事研修、校長会・教頭会、学習指導、教育研究、教育課程、教科書、国際教育、生徒指導、進路指導、学力調査、健康教育、食育、学級編成、学校評価、特別支援教育、就学事務、適応指導教室、幼稚園  |
| ④3                                | 生涯学習課       | 電話・お太助フォン<br>42-0054 | 社会教育係      | 成人教育(高齢者大学、市民セミナー等)、青少年教育(成人式等)、人権教育、家庭教育支援、国際交流(青少年海外派遣等)、文化財保護、社会教育委員の会議、市立図書館、歴史民俗博物館、PTA、子ども会、伝統芸能保存団体   |
|                                   |             |                      | 文化・スポーツ振興係 | 文化ホール公演、市民文化祭、けんみん文化祭、八千代の丘美術館、文化芸術振興団体(市民文化団体連合会等)、スポーツ振興会議、スポーツ推進委員、学校施設開放、学校プール開放、各社会教育体育施設、スポーツ振興団体  |
| 消防本部 FAX 0826-47-1191             |             |                      |            |  |
|                                   | 消防総務課       | 電話 42-3953※          | 総務係        | 職員の身分・服務・人事・給与・研修、予算   |
|                                   | 消防課         | 電話 42-0932※          | 消防係        | 消防体制に係る総合的な企画・調整、広域消防行政  |
|                                   | 予防課         | 電話 42-3951※          | 通信指令係      | 119番通報の受付、災害時の情報収集   |
|                                   |             |                      | 予防係        | 建築物の確認等の同意及び危険物製造所等の許認可  |
|                                   |             |                      | 指導係        | 火災予防の指導  |
| 消防署 FAX 0826-47-1191              |             |                      |            |  |
|                                   | 警防課         | 電話 42-3952※          | 警防係        | 火災と紛らわしい行為、道路工事・占有の届出の受理、消防団及び諸団体の消防訓練指導   |
|                                   |             |                      | 救急係        | 応急手当の普及啓発  |
| 北部分駐所                             |             | 電話 59-3021※          |            | 応急手当の普及啓発  |
| 八千代支所(佐々井1367番地) FAX 0826-52-2580 |             |                      |            |  |
|                                   |             | 電話・お太助フォン<br>52-2111 | 窓口係        |  |
|                                   | 建設部すぐやる課    | 電話・お太助フォン<br>52-2112 | 維持第1係      |  |
| 美土里支所(本郷1775番地) FAX 0826-54-0035  |             |                      |            |  |
|                                   |             | 電話・お太助フォン<br>54-0311 | 窓口係        |  |
|                                   | 建設部すぐやる課    | 電話・お太助フォン<br>54-0312 | 維持第2係      | [窓口係]<br>市民への通知、陳情・請願の受付、水防、災害対策、交通安全、地域の住民自治組織、戸籍、住民基本台帳事務、印鑑登録、国民年金、公衆衛生、畜犬登録、公害等苦情相談、廃棄物の処理、市税等収納、土地台帳、戦没者遺族、原子爆弾被害者援護、民生委員、児童手当、身体障害者手帳、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、青少年育成市民会議、男女共同参画 |
| 高宮支所(佐々部983番地2) FAX 0826-57-1654  |             |                      |            |  |
|                                   |             | 電話・お太助フォン<br>57-0311 | 窓口係        |  |
|                                   | 建設部すぐやる課    | 電話・お太助フォン<br>57-0312 | 維持第2係      | [建設部すぐやる課]<br>市政についての要望等に対する緊急の対応、道路・橋梁の維持管理、農林水産施設の維持管理、河川・公園等の維持管理、農林土木小規模災害の復旧、公共土木関係小規模災害の復旧、防護柵、有害鳥獣対策、死亡獣畜・不法投棄廃棄物の処理、防犯灯  |
| 甲田支所(高田原2500番地) FAX 0826-45-4521  |             |                      |            |  |
|                                   |             | 電話・お太助フォン<br>45-4111 | 窓口係        |  |
|                                   | 建設部すぐやる課    | 電話・お太助フォン<br>45-4112 | 維持第3係      |  |
| 向原支所(坂185番地1) FAX 0826-46-2866    |             |                      |            |  |
|                                   |             | 電話・お太助フォン<br>46-3111 | 窓口係        |  |
|                                   | 建設部すぐやる課    | 電話・お太助フォン<br>46-3112 | 維持第3係      |  |



# 庁舎内のご案内



市役所のご案内

- EV ……エレベーター
- ……女性用トイレ
- ……男性用トイレ
- ……授乳室
- ……多目的トイレ
- ……喫煙室

※4Fは市民文化センターの小ホール、研修室です。



# 防災ガイド

## ■ 火災・救急のときは



通報はあわてず、正確に!!

火事  
のとき

火事です!  
(家・山)が  
燃えています。



住所は、安芸高田市〇〇町  
〇丁目〇番地〇号です。  
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。  
電話番号は、〇〇です。

※アパートやビルの場合、名称と〇階の〇号室ということも知らせてください。  
※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物、バス停など)を伝えてください。



救急  
のとき

交通事故  
(急病)です!



場所(住所)は、安芸高田市  
〇〇町〇丁目〇番地〇号  
です。目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。  
・事故の場合:事故の状況、負傷者の数、容態  
・急病の場合:患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。  
電話番号は、〇〇です。

警察は **110** 番

火事・救急は **119** 番

災害用  
伝言ダイヤルは **171** 番

携帯電話から119番通報する  
場合の注意事項

携帯電話からの通報は、電話をかける場所によっては安芸高田市以外の消防本部につながる場合があります。そのため、住所を伝えるときには最初に何市、何町から通報しているかを話してください。もし、安芸高田市以外の消防本部につながっても電話を切らずにそのまま、転送されるのを待って話してください。

安芸高田市消防本部(代表)

**☎42-0931**

- 火災や災害の情報を知りたいとき …………… ☎42-4000
- 電気のこと(中国電力三次営業所) …………… ☎0120-513-466
- 水道について(建設部上下水道課) …………… ☎47-1203
- 高田地区休日夜間救急診療所 …………… ☎42-0636



# ■ 救急車の適正利用をお願いします

ためらわず救急車を呼んでほしい症状：大人

**こんな症状がみられたら、ためらわずに119番に連絡してください！  
重大な病気やけがの可能性がります。**

**顔**

- 顔半分が動きにくい、あるいはしびれる
- ニッコリ笑うと口や顔の片方がゆがむ
- ろれつがまわりにくい、うまく話せない
- 視野がかける
- ものが突然二重に見える
- 顔色が明らかに悪い

**頭**

- 突然の激しい頭痛
- 突然の高熱
- 支えなしで立てないぐらい急にふらつく

**胸や背中**

- 突然の激痛
- 急な息切れ、呼吸困難
- 胸の中央が締め付けられるような、または圧迫されるような痛みが2～3分続く
- 痛む場所が移動する

**手足**

- 突然のしびれ
- 突然、片方の腕や足に力が入らなくなる

**腹**

- 突然の激しい腹痛
- 持続する激しい腹痛
- 吐血や下血がある

ためらわず救急車を呼んでほしい症状：小児(15歳以下)

**こんな症状がみられたら、ためらわずに119番に連絡してください！  
重大な病気やけがの可能性がります。**

**顔**

- くちびるの色が紫色で、呼吸が弱い

**頭**

- 頭を痛がって、けいれんがある
- 頭を強くぶつけて、出血がとまらない、意識がない、けいれんがある

**胸**

- 激しい咳やゼーゼーして呼吸が苦しく、顔色が悪い

**おなか**

- 激しい下痢や嘔吐で水分が取れず食欲がなく意識がはっきりしない
- 激しいおなかの痛みで苦しがり、嘔吐が止まらない
- ウンチに血がまじった

**手足**

- 手足が硬直している



|   |  |
|---|--|
| <p><b>◎意識の障害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意識がない(返事がない)またはおかしい(もうろうとしている)</li> <li>● ぐったりしている</li> </ul> | <p><b>◎吐き気</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 冷や汗を伴うような強い吐き気</li> </ul>  |
| <p><b>◎けいれん</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● けいれんが止まらない</li> <li>● けいれんが止まっても、意識がもどらない</li> </ul>           | <p><b>◎飲み込み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食べ物をのどにつまらせて、呼吸が苦しい</li> <li>● 変なものを飲み込んで、意識がない</li> </ul>        |
| <p><b>◎けが・やけど</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大量の出血を伴う外傷</li> <li>● 広範囲のやけど</li> </ul>                     | <p><b>◎事故</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通事故にあった(強い衝撃を受けた)</li> <li>● 水におぼれている</li> <li>● 高所から転落</li> </ul> |
| <p><b>◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合</b></p>   |  |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>◎意識の障害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意識がない(返事がない)またはおかしい(もうろうとしている)</li> </ul>           | <p><b>◎生まれて3ヶ月未満の乳児</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳児の様子がおかしい</li> </ul>                                     |
| <p><b>◎けいれん</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● けいれんが止まらない</li> <li>● けいれんが止まっても、意識がもどらない</li> </ul> | <p><b>◎飲み込み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 変なものを飲み込んで、意識がない</li> </ul>                                       |
| <p><b>◎やけど</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 痛みのひどいやけど</li> <li>● 広範囲のやけど</li> </ul>               | <p><b>◎事故</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通事故にあった(強い衝撃を受けた)</li> <li>● 水におぼれている</li> <li>● 高所から転落</li> </ul> |
| <p><b>◎じんましん</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 虫に刺されて、全身にじんましんが出て、顔色が悪くなった</li> </ul>              |  |
| <p><b>◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合</b></p>   |  |

総務省消防庁「救急車利用マニュアル」より



# ■ 減災のための行動と情報

## 減災のための行動

災害被害を最小限に食い止めるため、日ごろから次の行動を心がけましょう。

### アクション 1

身の周りの  
災害危険箇所などを  
**知ろう**



- 身の周りの災害危険箇所を知りましょう。
  - 土砂災害や洪水などの危険がないかハザードマップなどで確認しましょう。
  - まち歩きなどに参加し、災害危険箇所をみんなで共有しましょう。
- 土砂災害や洪水など災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認しましょう。
- 危険を知らせる気象情報・避難情報の意味を知りましょう。

### アクション 2

災害発生の  
危険性をいち早く  
**察知しよう**



- 危険を知らせる気象情報・避難情報を確認しましょう。
  - テレビ(データ放送)、ラジオ、インターネット、防災情報メールなどで、気象情報・災害情報を確認しましょう。
  - 防災情報メールを登録しましょう。
- 災害発生の前ぶれを見聞きしたら、周りの人に伝えましょう。

### アクション 3

自ら判断して適切に  
**行動しよう**



- 災害から命を守るために自ら判断して適切に行動しましょう。
  - 避難勧告が発令されたときに限らず、自ら必要と判断したときは、速やかに行動を開始しましょう。
  - 避難場所など安全な場所への移動、屋内の安全な場所での退避など、自らの置かれた状況に応じて適切に行動しましょう。
- 地域住民で助け合って行動しましょう。
  - 住民の安否を確認し、一緒に避難しましょう。
  - 高齢者など災害時に支援が必要な人が安全に避難できるように助けましょう。

### アクション 4

災害教室や防災訓練などに参加  
して、災害から命を守る方法を  
**学ぼう**



- 学校、職場、地域で行われる防災教室・防災訓練に参加しましょう。
  - 身の周りの災害危険箇所、災害発生の危険性を察知する方法、災害から命を守るための適切な行動について学びましょう。
  - 実践的な行動力を習得しましょう。



### アクション 5

非常持出品を  
準備するなど災害に  
**備えよう**



- 非常時持出品などを準備しましょう。
  - 懐中電灯、ラジオ、常備薬、お薬手帳などの非常時持出品を準備しましょう。
  - 3日分程度(可能な限り1週間分)の食料、飲料水を備蓄しましょう。
- 建物の耐震化や家具の転倒防止対策を進めましょう。
- 地域住民のつながりを強めて災害に備えましょう。
  - 連絡体制を整えましょう。
  - 高齢者など災害時に支援が必要な人を把握しておきましょう。



情報の取得先

|  |   |
|--|---|
| <p><b>(1)災害危険箇所を知る</b></p> <p><b>安芸高田市洪水・土砂災害ハザードマップ</b></p> <p>洪水などの水害や土砂災害時に、避難する場所や注意すべき箇所をまとめたものです。「自宅の最寄りの避難場所はどこなのか?」「災害時に危険となる場所はどこなのか?」を確認しておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江の川、多治比川、三篠川が氾濫したときの浸水想定区域</li> <li>・土砂災害による被害のおそれがある場所</li> <li>・避難場所</li> </ul> <p><a href="http://www.akitakata.jp/ja/hazard/">http://www.akitakata.jp/ja/hazard/</a></p>  | <p><b>(2)気象情報を知る</b></p> <p><b>広島県防災情報メール通知サービス</b></p> <p>警報、注意報、雨量などの防災情報をメールでお知らせ。ホームページから登録できます。</p> <p><a href="http://www.bousai-mail.pref.hiroshima.lg.jp/home.jsp">http://www.bousai-mail.pref.hiroshima.lg.jp/home.jsp</a></p>  <p>広島県防災情報メール通知サービス<br/>QRコード</p> <p><b>気象庁防災情報</b></p> <p>警報・注意報情報、土砂災害警戒情報、高性能雨量レーダー情報、雨量予測、天気予報など</p> <p><a href="http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html">http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html</a></p> |
| <p><b>土砂災害ポータルひろしま<br/>危険箇所図・警戒区域図</b></p> <p>土砂災害による被害のおそれがある場所</p> <p><a href="http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal">http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal</a></p>  | <p><b>土砂災害ポータルひろしま<br/>土砂災害危険度情報</b></p> <p>高性能雨量レーダー情報、土砂災害危険度情報</p> <p><a href="http://www.d-keikai.pref.hiroshima.lg.jp/public">http://www.d-keikai.pref.hiroshima.lg.jp/public</a></p>  |



避難の基礎知識

(1)避難行動の選択肢

避難は安全な避難場所へ移動することが基本です。それができない場合などには、状況に応じた適切な避難行動が必要です。

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p><b>立ち退き<br/>避難</b></p> | <p>家から出て、避難場所や親戚などの安全な場所へ移動すること。避難勧告等は、これを基本にして出されます。</p> |
| <p><b>屋内<br/>安全確保</b></p> | <p>立ち退き避難が困難な場合などに、屋内のできるだけ安全な場所に待避して命を守る行動です。</p>        |

(2)避難勧告等の種類と求められる行動

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p><b>避難<br/>準備情報</b></p> | <p>避難勧告や避難指示発令の可能性が有的时候に、避難準備を呼びかけるものです。高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる人は避難を開始しましょう。そうでない人も、早めの避難が必要と感じたら、避難を始めましょう。</p>                           |
| <p><b>避難勧告</b></p>        | <p>人的被害発生の可能性が高まったときに発令するものです。速やかに立ち退き避難をしましょう。</p>  |
| <p><b>避難指示</b></p>        | <p>人的被害の発生する危険性が非常に高くなったときに立ち退き避難を強く求めるために発令するものです。未だ避難していない人は、直ちに立ち退き避難をしましょう。立ち退き避難がかえって危険な場合には、屋内のなるべく安全な場所へ移動するなど、命を守る行動をとりましょう。</p> |



**わが家の防災メモ** いざという時に慌てないように、あらかじめ記入しておきましょう。

|                             |                           |             |              |                 |
|-----------------------------|---------------------------|-------------|--------------|-----------------|
| <p>避難所</p>                  | <p>家族が離ればなれになった時の集合場所</p> |             |              |                 |
| <p>家族の<br/>連絡先・<br/>データ</p> | <p>氏名</p>                 | <p>携帯電話</p> | <p>会社・学校</p> | <p>会社・学校の電話</p> |
|                             |                           |             |              |                 |
|                             |                           |             |              |                 |
|                             |                           |             |              |                 |
|                             |                           |             |              |                 |





# 届出と証明

## ■ 戸籍の届出

問 総合窓口課 窓口係 ☎42-5616 FAX42-2130

| どんな届けをいつまでに   | 届出人                | 届出に必要なもの   |
|---|--------------------|--|
| <b>出生届</b><br>(生まれた日を含め14日以内)                                       | 父、母など              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出生届書(出生証明書)</li> <li>● 届出人の印鑑</li> <li>● 母子健康手帳</li> <li>● 国民健康保険証(加入者のみ)</li> </ul>  |
| <b>死亡届</b><br>(死亡の事実を知った日から7日以内)                                    | 親族など               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡届書(死亡診断書または死体検案書)</li> <li>● 届出人の印鑑</li> </ul>  |
| <b>婚姻届</b><br>(届書を受理した日から効力が発生します。)<br>※通常は届出の日                     | 結婚する2人             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 婚姻届書(証人欄に成年者2名の署名・押印)</li> <li>● 届出人の印鑑</li> <li>● 戸籍謄本(本籍が届出地でないとき)</li> <li>● 未成年者の場合は父母の同意</li> <li>● 届出人の本人確認書類(運転免許証など)</li> <li>● 届出人の個人番号カードまたは通知カード</li> </ul> ※婚姻届出をしても、住所は異動しません。 |
| <b>離婚届</b><br>(届書を受理した日から効力が発生します。)<br>※通常は届出の日<br>※裁判離婚などの場合は10日以内 | 離婚する2人<br>[裁判の申立人] | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 離婚届書(協議離婚の場合、証人欄に成年者2名の署名・押印)</li> <li>● 届出人の印鑑</li> <li>● 戸籍謄本(本籍が届出地でないとき)</li> <li>● 届出人の本人確認書類(運転免許証など)</li> <li>● 届出人の個人番号カードまたは通知カード</li> </ul> ※調停・和解・認諾調書の謄本または審判・判決書の謄本と確定証明書      |

■ 戸籍の届出は、上記のほか養子縁組届、養子離縁届、入籍届、転籍届などがあります。  
戸籍の届出により個人番号カードなどの記載事項に変更が生じるときは、忘れずにご持参ください。



## ■ 住所など変更の届出

問 総合窓口課 窓口係 ☎42-5616 FAX42-2130

■ 外国人登録制度廃止に伴い住民基本台帳法の一部が改正され、住所の変更時には、短期滞在者を除く外国人住民も日本人と同様に住民異動届が必要になりました。

| どんな届けをいつまでに                              | 届出人                             | 届出に必要なもの  |
|--|---------------------------------|---|
| <b>転入届・転居届</b><br>(異動があった日から14日以内)       | 本人、世帯主など<br>(代理人の場合、<br>委任状が必要) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人番号カードまたは通知カード</li> <li>● 各種被保険者証(国民健康保険、介護保険など)</li> <li>● 各種医療受給者証(乳幼児等医療など)</li> <li>● 国民年金手帳(転出届の人は不要)</li> <li>● 各種手帳(身体障害者手帳、療育手帳など)</li> <li>● 転出証明書(転出証明書の交付を受けた人の転入届のみ)</li> <li>● 住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)</li> <li>● 印鑑</li> <li>● 届出人の本人確認書類(運転免許証など)</li> </ul> ※外国人住民の場合 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証) |
| <b>転出届(郵送可)</b><br>(転出の前または転出した日から14日以内) |                                 |   |



届出と証明

### 関連の手続きもお忘れなく

#### ◆ 関連手続き

- 国民健康保険 ▶P44
- 介護保険 ▶P49
- 国民年金 ▶P47
- 印鑑登録 ▶P39
- 小中学校の転校手続き ▶P80
- 後期高齢者医療制度 ▶P48
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ▶P54
- 児童扶養手当 ▶P75
- ひとり親家庭等医療費 ▶P75
- 児童手当 ▶P75
- 母子健康手帳 ▶P72
- パスポート(旅券) ▶P40

※詳しくは担当課にご確認ください。



## ■ 各種証明書発行(手数料)

☎ 総合窓口課 窓口係 ☎42-5616 FAX42-2130

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。  
ご理解とご協力をお願いします。

### ■ 本人確認書類一覧表(有効期限内のもの)

|           | 分類1(写真付)   | 分類2  | 分類3   |
|-----------|--|--|---|
| 証明書類の名称   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転免許証</li> <li>● 旅券(パスポート)</li> <li>● 国または地方公共団体の機関が発行した免許証など</li> <li>● 個人番号カード</li> <li>● 住民基本台帳カード(写真付)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各健康保険被保険者証</li> <li>● 国民年金手帳</li> <li>● 年金証書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学生証</li> <li>● 法人発行の身分証書</li> <li>● 分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書</li> </ul> |
| 戸籍関係      | 上記の内1点で確認  | 上記の内2点以上で確認  | 上記の証明書のみでは不可。<br>分類2との組み合わせで確認  |
| 住民票関係     | 分類1、分類2、分類3の中から1点。   |  |   |
| 印鑑登録証明書関係 | 分類1、分類2、分類3の中から1点。   |  |   |



届出と証明

### ■ 戸籍・住民票・印鑑登録証明書関係の発行

税関係の証明書▶P43

| 証明書の種類       | 手数料     | 申請に必要なもの・注意事項  | 発行可能な場所  |
|--------------|---------|--|--|
| 住民票          | 1通 350円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人の場合</li> <li>● 代理人の場合</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本庁・支所</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     窓口案内について ▶P41                 </div> |
| 住民票記載事項証明書   | 1通 350円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人確認書類</li> <li>● 委任状</li> <li>● 代理人の本人確認書類</li> <li>● 代理人の印鑑</li> </ul>                        |  |
| 戸籍全部・個人事項証明書 | 1通 450円 | ※本籍地の市区町村で発行します。<br>※窓口に来られる方の印鑑をご持参ください。<br>● 戸籍に記載されている方などによる請求…<br>請求事由不要<br>● 第三者請求…請求事由必要<br>・委任状が必要になります。<br>・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。 |  |
| 除籍全部・個人事項証明書 | 1通 750円 |  |  |
| 改製原戸籍謄・抄本    | 1通 750円 |  |  |
| 戸籍記載事項証明書    | 1通 350円 |  |  |
| 戸籍の附票        | 1通 350円 |  |  |
| 身分証明書        | 1通 350円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人の場合</li> <li>● 代理人の場合</li> </ul>  |  |
| 印鑑登録証明書      | 1通 350円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 印鑑登録証</li> <li>● 窓口に来られる方の本人確認書類</li> </ul>   |  |



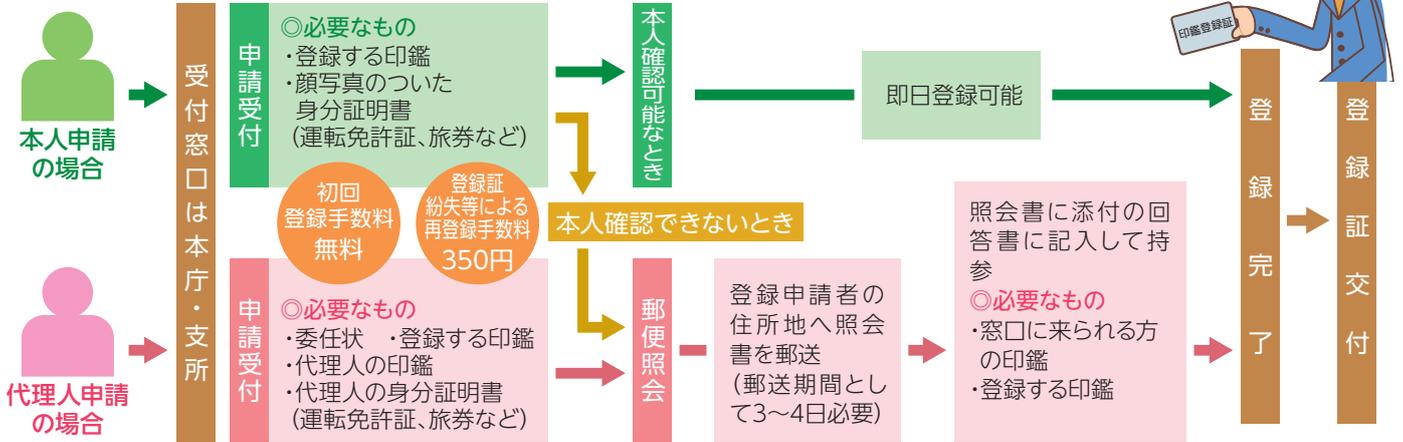
## ■ 印鑑登録(本庁・支所で登録可能)

問 総合窓口課 窓口係 ☎42-5616 FAX42-2130

### 誰でも登録できるの?

満15歳以上(成年被後見人を除く)で住民登録をされている人が、ひとりにつき1本だけ登録できます。転出・死亡すると失効します。

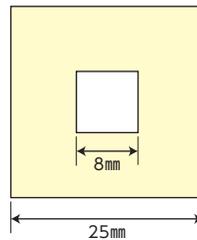
### 印鑑登録の流れ



### 次のような印鑑は登録できません

- 他人が既に登録しているもの
- 住民基本台帳に記載されている氏名以外を表しているもの
- ゴム印など変化しやすいもの
- 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まってしまうもの、一辺の長さ25mmの正方形に収まりきらないもの
- 印影が不鮮明なもの(外枠がない、摩滅している、文字が切れている)
- 大量生産された既製品(三文判) ● その他、登録することが適当でないもの

【印影サイズ】



【委任状見本】

**委任状**

代理人住所  
氏名  
生年月日 年 月 日生  
上記の者を代理人として、下記の事項の申請権限を委任します。

1. 印鑑登録申請  
1. 印鑑登録廃止申請  
平成 年 月 日  
委任者住所  
氏名 印  
(登録する印鑑を氏名の後ろに押印してください)  
生年月日 年 月 日生

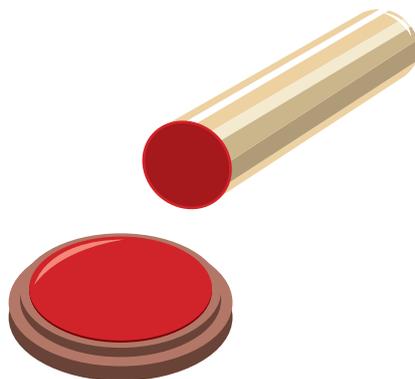
### 印鑑登録証明書の発行



### ⚠ 実印・印鑑登録が盗難、紛失にあったら

盗難、紛失した場合は、悪用される危険性がありますので、直ちに「印鑑登録廃止届」又は「印鑑発行停止届」を出しましょう。

詳しくは ● 総合窓口課 窓口係 ☎42-5616



## ■ マイナンバーカードおよび電子証明書の交付

問 総合窓口課 窓口係 ☎42-5616 FAX42-2130

**マイナンバーカード(個人番号カード)** **交付窓口** 本庁・支所  
「マイナンバーカード」とは、顔写真付きのICカードで、申請により希望者に交付されます。これは社会保障や税関係等の行政手続を行う際の番号確認及び本人確認のための公的な証明書となります。

### 手続きの方法

「マイナンバーカード」の取得を希望される方は、通知カードと共に届いた「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼って、同封されている返信用封筒に入れて郵送してください。後日、交付通知書(はがき)が自宅に届いたら、はがきに記載されている必要なものを持参して、指定された交付窓口へお越しください。

### 有効期間

発行日から10回目の誕生日まで。(未成年者は5回目の誕生日まで)

### 手数料

- ・初回は無料
- ・紛失等による再発行は800円(電子証明書付は1,000円)
- ※申請書をお持ちでない方は、市役所総合窓口課へお問い合わせください。

**公的個人認証サービス(電子証明書)** **受付・交付窓口** 本庁・支所  
公的個人認証サービスとは、オンラインでの行政手続を安全に行うために用いられる本人確認の手段です。「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られる恐れのないマイナンバーカード等のICカードに記録することで利用が可能となります。電子証明書には、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類あります。

### 手続きの方法

電子証明書を取得するには、マイナンバーカード(電子証明書が標準的に組み込まれています。)の交付を受けてください。(初回手数料は無料)

### 有効期間

発行日から5回目の誕生日まで。ただし、署名用電子証明書は住所、氏名などに変更があった場合自動的に失効します。

### 手数料

初回は無料  
再発行は200円

**署名用電子証明書**: インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。(例 e-Tax等の電子申請)

**利用者証明用電子証明書**: インターネットサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用します。「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。(例 マイナポータルへのログイン)

## ■ パスポート(旅券)の申請および交付

問 総合窓口課 窓口係 ☎42-5616 FAX42-2130

パスポートには有効期間が10年と5年の2種類あります。

受付・  
交付窓口  
本庁のみ



### 有効期間10年

※申請時に20歳以上の方のみ申請可能。



### 有効期間5年

※申請時に20歳未満の方は、5年のパスポートのみ申請可能。

### 申請

受付時間 8:30~17:00

#### 新規申請

#### ◎必要なもの

- ・一般旅券発給申請書1通
- ・戸籍謄本または戸籍抄本1通
- ・写真1枚(6か月以内に写されたもの。ふちなし、無帽、無背景で規格にあったもの)
- ・本人確認書類

#### 切替 新規申請

#### ◎必要なもの

- ・一般旅券発給申請書1通
- ・残存有効期間が1年未満のパスポート
- ・写真1枚(6か月以内に写されたもの。ふちなし、無帽、無背景で規格にあったもの)

申請日より  
8営業日  
以降

### 交付

受付時間 8:30~17:15



受け取りができるのは年齢に関係なく本人のみです。

◎必要なもの ・旅券受領書 ・手数料

#### ■手数料

|      | 10年旅券   | 5年旅券    |        |
|------|---------|---------|--------|
|      |         | 12歳以上   | 12歳未満  |
| 収入印紙 | 14,000円 | 9,000円  | 4,000円 |
| 現金   | 2,000円  | 2,000円  | 2,000円 |
| 合計   | 16,000円 | 11,000円 | 6,000円 |



## ■ 窓口案内

|       | 名称        | 住所            | 電話番号    | 受付時間       |
|-------|-----------|---------------|---------|------------|
| 本庁・支所 | 本庁(総合窓口課) | 吉田町吉田791番地    | 42-5616 | 8:30~17:15 |
|       | 八千代支所     | 八千代町佐々井1367番地 | 52-2111 |            |
|       | 美土里支所     | 美土里町本郷1775番地  | 54-0311 |            |
|       | 高宮支所      | 高宮町佐々部983番地2  | 57-0311 |            |
|       | 甲田支所      | 甲田町高田原2500番地  | 45-4111 |            |
|       | 向原支所      | 向原町坂185番地1    | 46-3111 |            |



届出と証明

### 各種証明書は、郵送で請求できるものもあります

便箋などに本籍や住所、戸籍筆頭者と必要な方のお名前または世帯主と必要な方のお名前、必要な証明書名と枚数、請求者の住所・氏名(認印の押印)・続柄などを明記し、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)の写しを添付のうえ、手数料分の定額小為替(無記名のもの)と切手を貼った返信用封筒を同封して請求してください。

※安芸高田市ホームページの「申請書ダウンロード」の中に、「戸籍関係郵送請求書」の説明や様式がありますのでご覧ください。





# 税金

住みよい環境のもとで生活するために、  
市税の果たす役割は重要です。

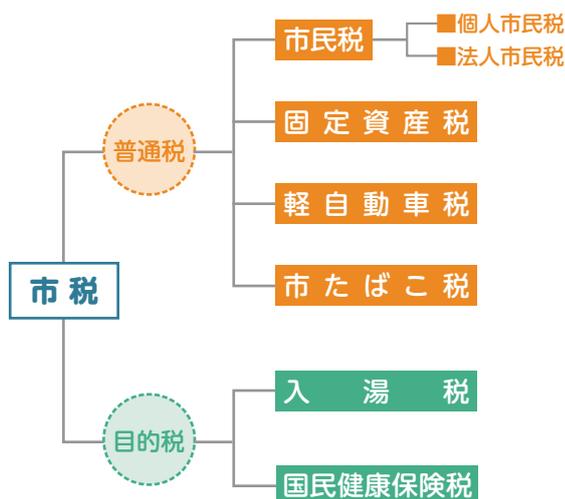
みなさんに納めていただく市税は、福祉、教育、土木など市のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。



問 税務課 市民税係 資産税係 収納係 ☎42-5614 FAX42-2130

## ■ 市税の仕組み

市税は、使い道が限定されていない「普通税」と、使い道が定められている「目的税」に分かれます。



## ■ 納税の方法

市から納付書を郵送します。以下の方法により、納期内(次ページに記載)に納付してください。

### 1 市役所本庁・支所にて納付

### 2 指定金融機関にて

#### ■ 窓口で納付

中国5県以外の地域に居住している方は、郵便振込用紙(振込取扱票)を送付しますので、ゆうちょ銀行または郵便局で振り込んでください。

#### ■ 口座振替で納付

### 3 コンビニエンスストアにて(H29.4.1以降)

全国主要コンビニエンスストアで納付できます。  
※30万円を超える納付書を除きます。

税金

納税は **便利** **確実** **安心** な  
「**口座振替**」がおすすめです!



#### 指定金融機関

広島北部農業協同組合・広島銀行・もみじ銀行・広島市信用組合・ゆうちょ銀行・郵便局

#### 申込方法

市役所税務課・支所または金融機関に備えてある「口座振替依頼書」を取引金融機関に提出してください。

#### 必要なもの

納税通知書、通帳、取引印(通帳届出印)

#### 口座振替の開始

口座振替依頼書をご提出いただいた **翌月末以降** の納期から振替となります。(振替日は納期の末日)

市税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

### 市税を納付できないときは…



災害や病気、失職などで納税が困難なときに、納税の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。

滞納したままですと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。



## ■ 市税の種類・納税について

| 税金の種類   | 納税義務者  | 納 期   |                   |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
|---------|--|---|-------------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--|
|         |  | 4月  | 5月                | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |  |
| 市民税     | 市が行政サービスを提供するために必要な費用を、市民の皆様にご負担していただく税金です。  | 1月1日現在、市内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人。                    |                   |    | 1期 |    | 2期 |     | 3期  |     |    | 4期 |    |  |
|         |  | 給与からの特別徴収:毎月  |                   |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
|         |  | 公的年金からの特別徴収:年金支給月                                     |                   |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
| 固定資産税   | 固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です。 | 1月1日現在、市内に土地、家屋または償却資産を所有する人。                         |                   | 1期 |    | 2期 |    |     |     | 3期  |    | 4期 |    |  |
| 軽自動車税   | 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してかかる税です。   | 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する人。 |                   | 全期 |    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
| 国民健康保険税 | 市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします。              | 世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります。                               | 1期                |    | 2期 | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 |    |    |  |
|         |  |   | 公的年金からの特別徴収:年金支給月 |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
| 市たばこ税   | たばこの消費に対してかかります。                             | 製造たばこの売り渡しなどをした卸売販売業者など。                              | 毎月                |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
| 入湯税     | 温泉源の維持費・環境衛生施設費・消防施設費・観光振興費などに充てられます。        | 市内の鉱泉浴場に入湯した際、入湯客に賦課されます。                             | 毎月                |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |



税金

### ■ 国税・県税についてのお問い合わせは

| 項目                          | 問い合わせ先       |                 |
|-----------------------------|--------------|-----------------|
| 県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など) | 西部県税事務所      | 082-228-2111(代) |
| 国税について(所得税、相続税、贈与税など)       | 広島国税局(税務相談室) | 082-227-8205    |
|                             | 吉田税務署        | 0826-42-0008    |

### ■ 税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認できるものをお持ちください。



### ■ 税関係の証明書の発行

| 証明書の種類 | 内容         | 発行可能な場所             |    | 手数料 |           |
|--------|------------|---------------------|----|-----|-----------|
|        |            | 本庁(税務課)             | 支所 |     |           |
| 住民税    | 所得証明書      | 所得金額の証明             | ○  | ○   | 1通 350円   |
|        | 課税証明書      | 所得金額、所得控除および税額の証明   | ○  | ○   | 1通 350円   |
|        | 所在地証明書     | 法人事業所の所在地の証明        | ○  | ○   | 1通 350円   |
| 固定資産税  | 評価証明書      | 資産の評価額の証明           | ○  | ○   | 1通 350円   |
|        | 公課証明書      | 課税標準額、税相当額の証明       | ○  | ○   | 1通 350円   |
|        | 名寄帳        | 納税義務者の資産の一覧         | ○  | ○   | 1通 350円   |
|        | 住宅用家屋証明書   | 登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明 | ○  | ○   | 1件 1,300円 |
| 納税     | 納税証明書      | 納められた税額の証明          | ○  | ○   | 1年度 350円  |
|        | 滞納のない旨の証明書 | 全ての税目において滞納がないことの証明 | ○  | ○   | 1通 350円   |
|        | 軽自動車税継続検査用 | 軽自動車税の滞納がないことの証明    | ○  | ○   | 無料        |

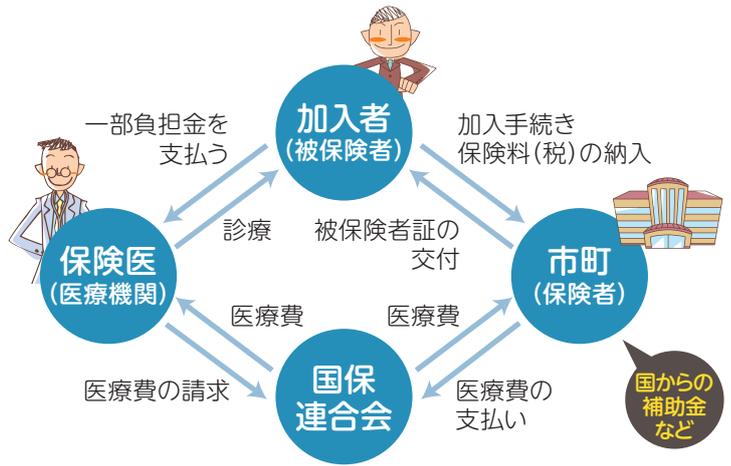




# 保険と年金

## 国民健康保険(国保)とは

国民健康保険(国保)とは、会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険税を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。



## ■ こんなときは届出を

問 保健医療課 医療保険係 ☎42-5619 FAX42-2130

■ 国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、本庁または最寄りの支所へ14日以内に届出をしてください。



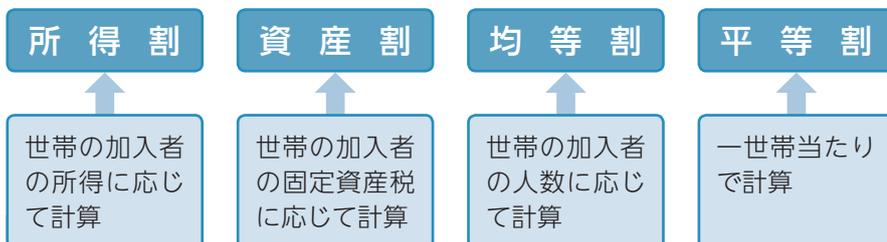
|               | 「こんなとき」具体例                   | 必要なもの                                 |
|---------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 国民健康保険に加入するとき | 他市区町村から転入したとき                | ● 印鑑 ● 転出証明書(転入手続きをしてください)            |
|               | 職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時) | ● 印鑑 ● 職場の健康保険をやめた証明書                 |
|               | 子どもが生まれたとき                   | ● 印鑑                                  |
|               | 生活保護を受けなくなったとき               | ● 印鑑 ● 保護廃止決定通知                       |
|               | 外国籍の人が加入するとき                 | ● 在留カード ● パスポート                       |
| 国民健康保険を脱退するとき | 他市区町村へ転出するとき                 | ● 印鑑 ● 国民健康保険被保険者証                    |
|               | 職場の健康保険に加入したとき               | ● 印鑑 ● 国民健康保険被保険者証<br>● 加入した健康保険の保険者証 |
|               | 生活保護を受けるようになったとき             | ● 印鑑 ● 国民健康保険被保険者証 ● 保護開始決定通知書        |
|               | 死亡したとき                       | ● 印鑑 ● 国民健康保険被保険者証                    |
|               | 外国籍の人が脱退するとき                 | ● 在留カード ● パスポート ● 国民健康保険被保険者証         |
| その他           | 住所、氏名、世帯主が変わったとき             | ● 印鑑 ● 国民健康保険被保険者証                    |
|               | 世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき          | ● 印鑑 ● 国民健康保険被保険者証                    |
|               | 国民健康保険被保険者証を紛失したとき           | ● 印鑑 ● 身分証明書                          |
|               | 就学により別に住所を定めたとき              | ● 印鑑 ● 国民健康保険被保険者証 ● 在学証明書など          |

※届出をする人の本人確認ができるもの、その他に世帯主と異動者のマイナンバーが確認できるものをお持ちください。

## ■ 国民健康保険税

問 税務課 市民税係 ☎42-5614 FAX42-2130

■ 保険税の決め方 保険税は、次の4項目で計算し、世帯主に課税します。

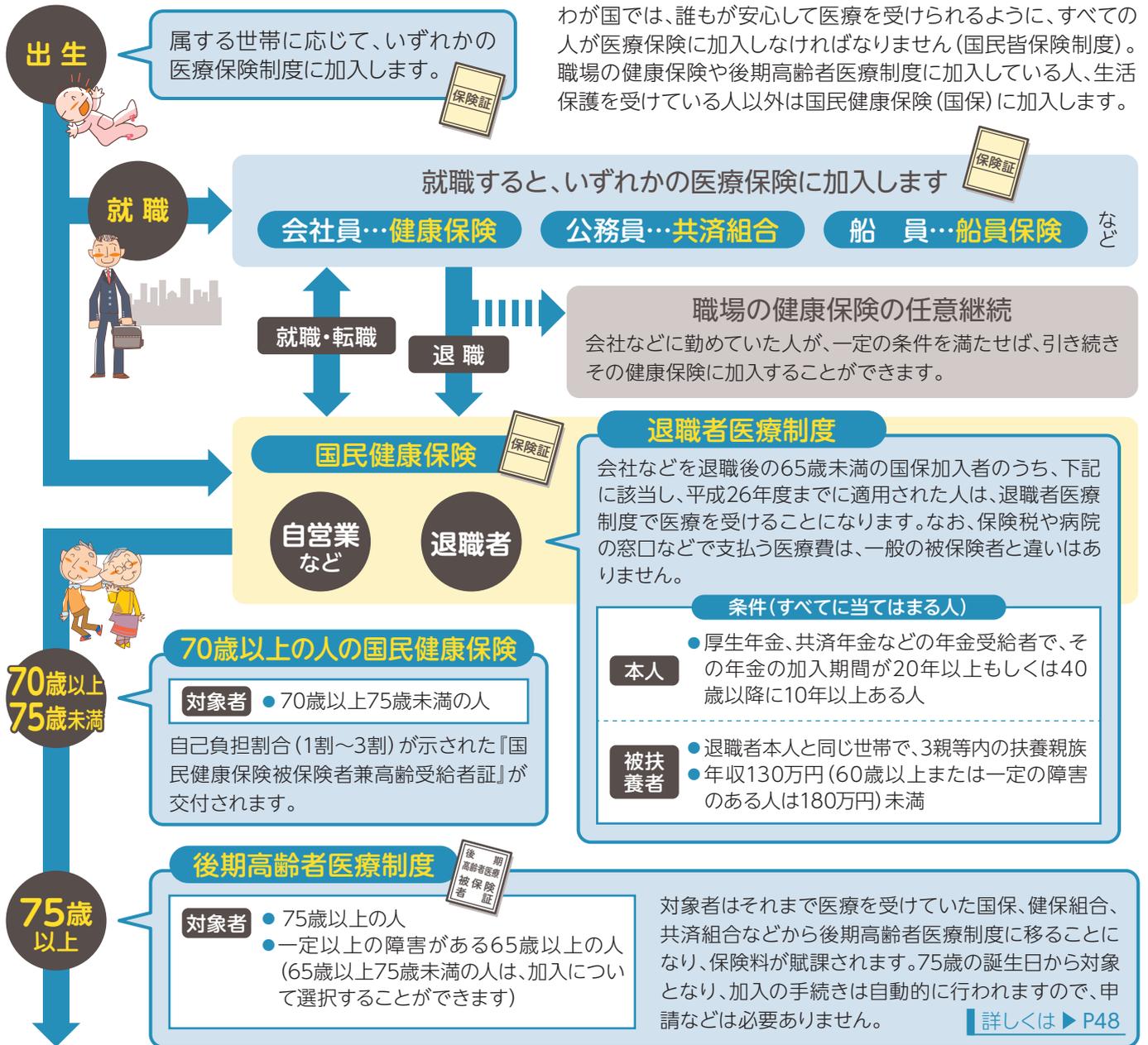


**⚠ 保険税を滞納すると**  
 保険証に代えて、有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。



# ■ あなたの生涯と医療保険

問 保健医療課 医療保険係 ☎42-5619 FAX42-2130



保険と年金



# 国民健康保険で受けられる給付

問 保健医療課 医療保険係 ☎42-5619 FAX42-2130

国民健康保険に加入していると、医療機関や薬局にかかったときの医療費をはじめ、さまざまな給付が受けられます。

## 療養費の支給

### 病気やけがで受診したとき

医療機関の窓口で保険証を提示すれば、自己負担割合に応じた一部負担金を支払うことで医療を受けることができます。

- 診察・検査 ● 病気やけがの治療
- 薬や注射などの処置 ● 入院および看護
- 在宅療養(かかりつけ医による訪問診療)



### 病気やけがで入院したとき

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、標準負担額を負担します。

### あとで払い戻される時(療養費の支給)

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、申請して審査で認められれば、自己負担を除いた額があとから支給されます。

- 保険証を持たずに診療を受けたとき
  - 手術などで輸血に用いた生血代\*
  - コルセットなどの治療用装具代\*
  - 柔道整復、はり、きゅう、あんま、マッサージの施術代\*
  - 海外渡航中に受けた治療代(治療目的の渡航を除く)
- ※医師が必要と認めた場合

### 移送費がかかったとき(移送費)

緊急でやむを得ず、医師の指示により重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して審査で認められれば、移送に要した費用が支給されます。

### 医療費が高額になったとき(高額療養費)

重い病気や大きな手術などで保険診療を受け、1か月の一部負担金の額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費が支給されます。

### 子どもが生まれたとき(出産育児一時金)

被保険者が出産したとき、出産育児一時金が40.4万円(医療機関が産科医療補償制度に加入しているとプラス1.6万円)が支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。

なお、国保以外の他の健康保険の資格喪失後6カ月以内の出産については、加入していた他の健康保険から支給される場合があります。

▶子育て(P74)へ

### 高額介護合算療養費

同世帯内で、国民健康保険と介護保険のそれぞれの自己負担額(8月受診～翌年7月受診の1年分、またその期間の高額療養費相当分を除く)を合算した金額が、一定の基準を超えた場合は、申請により、超えた額が支給されます。



### 死亡したとき(葬祭費)

加入者が亡くなったときに、葬祭を行った人に3万円が支給されます。なお、国保以外の他の健康保険の資格喪失後3か月以内の死亡については、加入していた他の健康保険から支給される場合があります。



### 交通事故などにあつたとき

交通事故など他人の行為(第三者行為)によってけがなどをした場合は本来、その費用は加害者が負担すべきものですが、被害者が希望すれば、届出を行うことで、国保で診療を受けられます。



保険と年金



# 国民年金

問 保健医療課 医療保険係 ☎42-5619 FAX42-2130



## 国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障害者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

### 国民年金加入者

**第1号被保険者**

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

**第2号被保険者**

厚生年金や共済組合に加入している人

- 会社員
- 公務員

**第3号被保険者**

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員・公務員の配偶者

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。

**任意保険加入者** 次の場合は希望により加入することができます。

- ①60歳以上65歳未満の人
- ②外国に住む20歳以上65歳未満の日本人
- ③60歳未満で老齢や退職による年金を受けている人

### 国民年金の給付と種類

|                 |        |  |
|-----------------|--------|--|
| 基礎年金            | 老齢基礎年金 | 国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が一定以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。                             |
|                 | 障害基礎年金 | 国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障害者になった人が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。          |
|                 | 遺族基礎年金 | 国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。            |
| 第1号被保険者に対する独自給付 | 付加年金   | 付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。   |
|                 | 寡婦年金   | 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳になるまで支給されます。 |
|                 | 死亡一時金  | 保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。                |

保険と年金

■ **こんなときは届出を** 日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

|  | “このようとき”具体例 | 手続きに必要なもの                                 | 期間                         |            |
|--|-------------|---|----------------------------|------------|
| 本庁・支所が受付窓口です                             | 加入するとき      | 20歳になったとき<br>(厚生年金や共済年金加入者は除く)            | ● 印鑑                       |            |
|  | 加入しているとき    | 加入者の死亡                                    | ● 年金手帳 ● 印鑑など              | 14日以内      |
|  |             | 住所の変更(転入時)                                | ● 年金手帳 ● 印鑑                |            |
|  |             | 厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき<br>会社など退職したとき | ● 年金手帳 ● 印鑑 ● 退職日のわかる書類    |            |
|  | 年金を受けているとき  | 年金を受けようとするとき                              | ● 年金手帳 ● 印鑑 ● 住民票 ● 戸籍謄本など | 受給対象になったとき |
| 引き続き年金を受けようとするとき<br>(住民票コードが確認できている人は不要) |             | ● 受給者現況届 ● 印鑑                             | 誕生月または指定された日               |            |
| 年金を受けていた人が死亡したとき<br>住所・氏名の変更             |             | ● 国民年金証書 ● 印鑑 ● 戸籍謄本など<br>● 国民年金証書 ● 印鑑など | 14日以内                      |            |

### 保険料の免除制度があります まずは申請を!

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。

三次年金事務所 ☎0824-62-3107

年金の詳細な内容についてのお問い合わせは、年金事務所へおたずねください。

### 学生納付特例制度

学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。

### 納付猶予制度

50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。



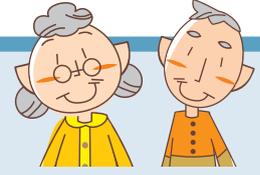
# 後期高齢者医療制度

問 保健医療課 医療保険係 ☎42-5619 FAX42-2130

後期高齢者医療制度の運営は、広島県内のすべての市町村が加入する「広島県後期高齢者医療広域連合」が行います。

## 制度のしくみ

### 被保険者（広島県内に居住の方）



- 75歳以上の方  
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方  
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



保険と年金

### 被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします。
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示



⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口または広域連合に**必ず返却**してください。

- 75歳になられる方** 75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。
- 障害認定の方** 認定後速やかにお届けします。  
※後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。
- 住所異動された方** 住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。
- 定期更新** 毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

### 保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

|                             |   |                              |   |                                |  |
|-----------------------------|---|------------------------------|---|--------------------------------|--|
| <b>均等割額</b><br>被保険者全員が均等に負担 | + | <b>所得割額</b><br>被保険者の所得に応じて負担 | = | <b>年間保険料</b><br>4月から翌年3月までを1年間 | 年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。<br>※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。 |
|-----------------------------|---|------------------------------|---|--------------------------------|--|

### 保険料の納め方

保険料は、原則として公的年金から天引きされます。

|  |              |  |   |
|--|--------------|--|---|
| <b>特別徴収</b><br>受給する公的年金からの天引き          | 次に該当する方      | ①公的年金受給額が年額18万円以上の方<br>②介護保険料が公的年金から天引きされ、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が公的年金受給額の1/2以下の方 | <b>納付方法の変更</b><br>保険料の納め方を特別徴収から普通徴収に変更できます。変更を希望する場合は、申出書などの提出が必要です。 |
| <b>普通徴収</b><br>市から送付される納付書または口座振替により納付 | 次のいずれかに該当する方 | ①特別徴収の事由に該当しない方<br>②75歳になったばかりの方や、他市区町村から引っ越ししたばかりの方                           |   |

※年金を複数受給されている方は、年金の種別により、天引きする優先順位があります。





# 福祉と介護



## 介護保険

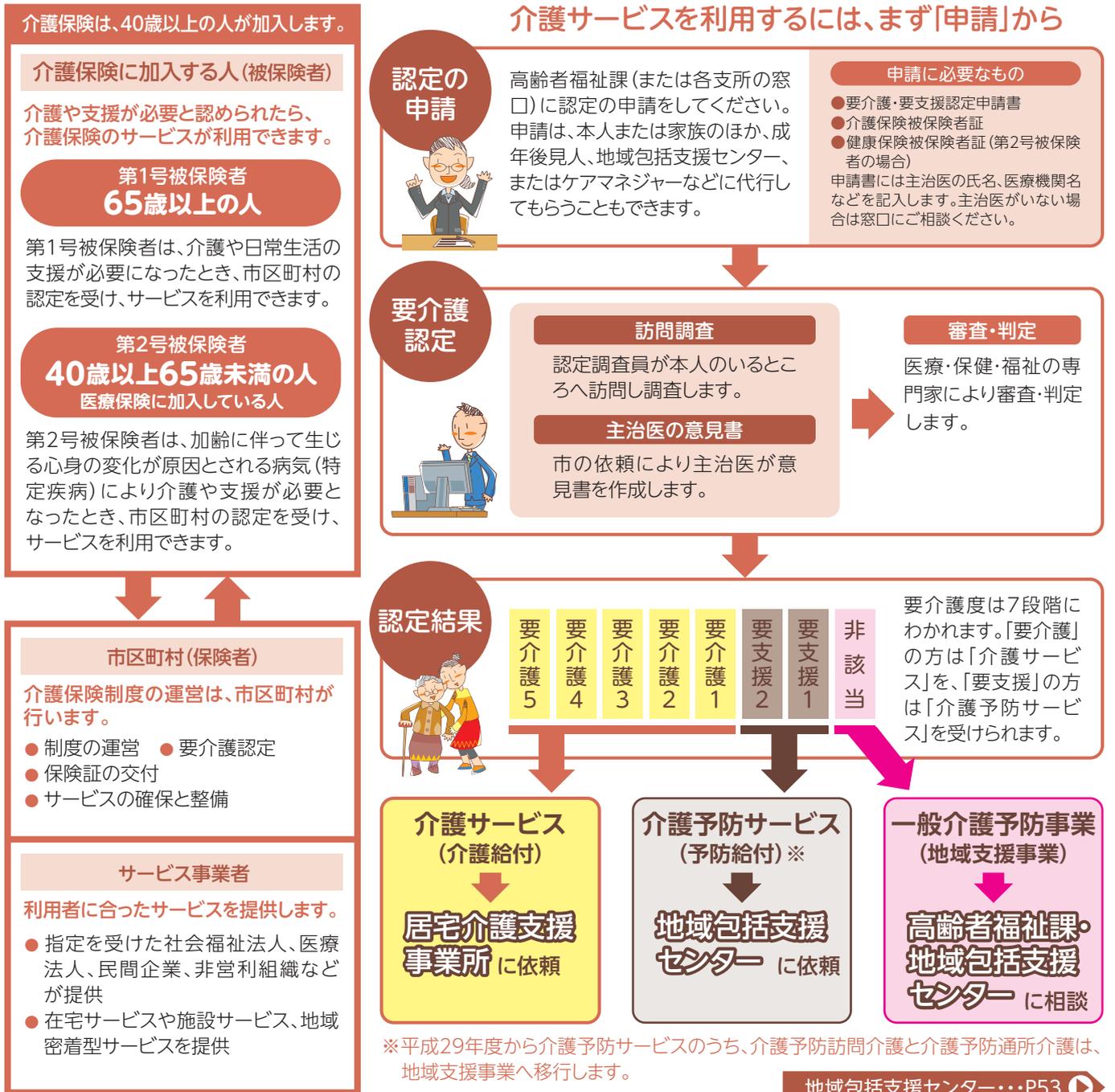
問 高齢者福祉課 介護保険係 ☎42-5618 FAX42-2130

### みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のおなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

### 介護サービスが利用できるまでの流れ

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



福祉と介護



# ■ 介護保険サービス

問 高齢者福祉課 介護保険係 ☎42-5618 FAX42-2130



介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。

①～⑩は事前にケアマネジャーに相談、⑪～⑯は直接施設に相談となります。

## 自宅で受ける



### ① 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

### ② 訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

### ③ 訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

### ④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

## 施設に通う

### ⑤ 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

### ⑥ 通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りで行います。

## 短期の入所



### ⑦ 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

## 介護環境を整える



### ⑧ 福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

### ⑨ 福祉用具購入

特定介護予防福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。

### ⑩ 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。

## 施設サービス



### ⑪ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な人が入所します。

### ⑫ 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

### ⑬ 介護療養型医療施設

長期にわたる療養や介護が必要な人のための医療機関の病床で、医療・療養上の看護などが受けられます。

## 地域密着型サービス



住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。

サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

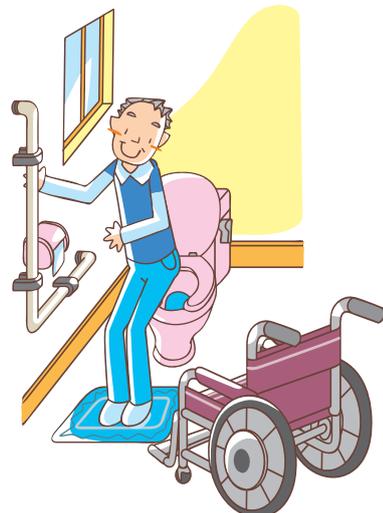
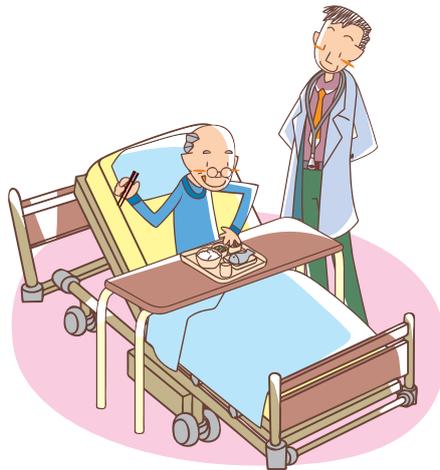
### ⑭ 小規模多機能型居宅介護

### ⑮ 地域密着型特定施設入居者生活介護

### ⑯ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

など





## ■ 高齢者福祉

問 高齢者福祉課 高齢者相談支援係 ☎47-1281 FAX47-1282

### 在宅福祉サービス

#### ■ 家族介護用品の支給

常時介護を必要としている人を在宅で介護されている家族に、1ヵ月あたり5,000円を限度に、指定された事業所で紙おむつ、尿取りパット等と引き換えできる介護用品引換券を支給します。

#### ■ 外出支援(タクシー利用助成)

市内の一般公共交通機関等の利用が困難な高齢者が、市内の医療機関へタクシーを利用し通院される際に利用できるタクシー利用助成券を、1ヶ月あたり2往復分支給します。なお、距離に応じて助成額が変わります。

#### ■ 家族介護支援手当の支給

常時介護を必要としている人を在宅で介護されている家族に、1ヵ月あたり5,000円の家族介護支援手当を支給します。

#### ■ 訪問理美容サービス

理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者が、自宅で理美容サービスを受けることができる訪問理美容サービス券を支給します。

※在宅福祉サービスの利用にあたっては、それぞれ要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

#### ■ 日常生活用具の給付

日常生活用具(電磁調理器・火災警報器・自動消火器)を給付します。

#### ■ 徘徊高齢者家族支援サービス

認知症高齢者を在宅介護している家族に、高齢者が徘徊した場合に早期に発見できる所在確認の端末機を貸与し、事故防止と介護者の負担軽減を図ります。

#### ■ 寝具類乾燥消毒サービス事業

寝具類の衛生管理が困難な高齢者に、寝具乾燥消毒装置を積載した専用車両で月に1回自宅に訪問し、寝具類(4枚程度まで)の乾燥消毒を行います。

#### ■ 配食サービス

調理が困難なひとり暮らし高齢者等に、栄養バランスの取れた食事を配達し、あわせて安否の確認を行います。



## 安芸高田市地域包括支援センター(安芸高田市保健センター1F)

☎ 地域包括支援センター ☎47-1132 FAX47-1312

高齢者が住み慣れた地域で生活できるために、地域包括支援センターでは介護予防対策として高齢者の状態に応じた介護サービスなど、さまざまな相談支援を行っています。

### 総合相談

高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる心配や相談、問題に対応します。

### 介護予防支援

要支援者を対象に介護予防ケアプランを作成します。

### 権利擁護

高齢者の虐待に関する相談や金銭管理、成年後見制度の紹介を行っています。

### 包括的・継続的支援

高齢者のみなさんが暮らしやすい地域づくりのため、様々な関係機関とのネットワークづくりに取り組みます。

## 安芸高田市社会福祉協議会

「誰もが安心して暮らすことができるまちづくり」の実現を目指した活動に取り組んでいます。地域の集会所を利用したふれあいサロン事業など、市民ボランティアの方や関係機関と連携しながら、福祉・介護に関する困りごとの解決に向けた様々な福祉事業を行っています。

### 所在地

〒731-0521 吉田町常友1564-2  
(安芸高田市保健センター内)  
☎42-2941 FAX47-1312

URL <http://www.akisha.jp/>

## 安芸高田市シルバー人材センター

自らの能力を活かしながら自分なりの働き方で社会参加をしたいという60歳以上の方に対し、多様なニーズに応じた就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとともに、活力ある地域社会をつくりだすことを目的とした公益社団法人です。

### 所在地

〒731-0544 吉田町多治比611-1  
☎42-4411 FAX42-1800

URL <http://www.akitakata-sc.jp/>

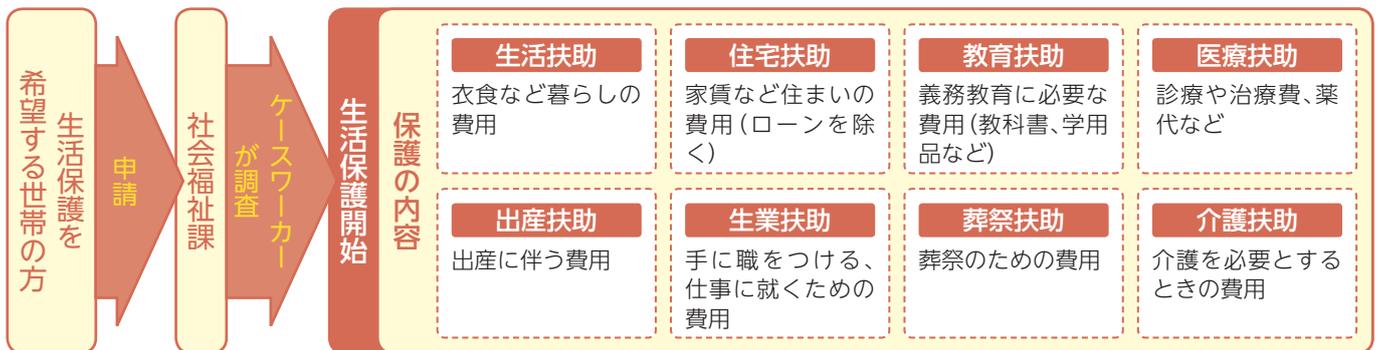


福祉と介護

## 生活保護

☎ 社会福祉課 生活福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産・多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。



## ■ 障害者福祉

☎ 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

### 相談

障害者本人および家族の日常の暮らしの中での困りごとや悩みごとなど、当事者の地域生活全般に関する相談をお受けします。また、問題解決のための各専門機関との連携やニーズに合わせたコーディネート・訪問・同行・代行・状況確認などを行います。

#### 安芸高田市障害者基幹相談支援センター

吉田町常友1564-2(保健センター3F)  
☎47-1080 FAX47-1061

#### 清風会つぼみ

吉田町竹原920 ☎47-2092 FAX43-2662

#### 相談支援事業所もやい

甲田町高田原2500 ☎45-2320 FAX45-2425

### 障害福祉サービス

☎ 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

#### 対象者

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、対象疾患(難病)のある人(障害児を含む)。

※18歳以上で介護給付などのサービスを利用するときは障害支援区分の認定が必要になります。

#### 利用できるサービス

##### ①介護給付

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援

##### ②訓練等給付

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)

##### ③相談支援

地域相談支援、計画相談支援

##### ④地域生活支援事業

移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターなど

#### 利用者負担

原則サービスに要した費用の1割が自己負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

### 障害者手帳

☎ 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

#### ■ 身体障害者手帳

身体の機能障害の種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

#### 申請に必要なもの

- ・申請書
- ・指定医師の身体障害者診断書
- ・写真2枚(タテ4cm×ヨコ3cm)
- ・印鑑

#### ■ 療育手帳

知的な障害があり、県の機関(こども家庭センター)において判定を受けた方で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。

#### 申請に必要なもの

- ・申請書
- ・写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

#### ■ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。障害の程度により1級から3級までの等級があります。

#### 申請に必要なもの

- ・申請書
- ・診断書または障害年金証書
- ・写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ※必要な方のみ
- ・印鑑

### 障害児通所支援

☎ 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

#### 対象者

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、対象疾患(難病)のため、通所による療育等の支援が必要な障害児。

#### 利用できるサービス

##### ①障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

##### ②障害児相談支援

#### 利用者負担

原則サービスに要した費用の1割が自己負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。



**手当等****■ 特別障害者手当**

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

**対象者**

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方。

※所得制限があります。

**■ 障害児福祉手当**

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

**対象者**

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方。

※所得制限があります。

**■ 特別児童扶養手当**

問 子育て支援課 児童福祉係 ☎47-1283 FAX42-2130

**対象者**

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等。

※所得制限があります。

**■ 在宅障害者介護手当支給事業**

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

安芸高田市内に住所を有する20歳以上65歳未満の介護が必要な重度の在宅障害者を介護している家族の方に手当を支給します。

**対象者**

障害支援区分が区分4から区分6に認定された方を在宅で介護している家族。

※特別障害者手当、原爆介護手当等を受給している場合は対象外です。

※所得制限があります。

**医療****■ 自立支援医療(更生医療)**

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

身体障害者手帳を持つ18歳以上の方が、手帳に記載の障害を軽減したり取り除くために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の自己負担が1割に軽減されます。

**対象者**

肢体、聴覚・平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫機能に障害があり、判定により治療が必要な方。

**■ 自立支援医療(育成医療)**

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、その身体障害を除去、軽減する手術などの治療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の自己負担が1割に軽減されます。

**対象者**

下肢、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫機能に障害があり、治療によって確実に効果が期待できる方。

**■ 自立支援医療(精神通院)**

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

精神疾患(てんかんを含む。)の通院治療を受ける場合は、医療費の自己負担が1割に軽減されます。デイケアや訪問看護、院外処方による調剤薬局での薬代についても適用されます。

**対象者**

精神疾患を有し、その精神障害のため継続的な通院が必要な方。

**■ 重度心身障害者医療費助成**

問 保健医療課 医療保険係 ☎42-5619 FAX42-2130

保険診療の自己負担分の一部を助成します。ただし、入院時食事療養費に係る標準負担額は除きます。

**一部負担金**

医療機関ごとに入院200円×14日  
通院200円×4日

**対象者**

身体障害者手帳1級、2級、3級または療育手帳①、A、②の交付を受けている方。

※所得制限があります。



## 補装具・日常生活用具

### ■ 補装具費(交付・修理)の支給

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

身体障害を補うための補装具費(交付・修理)を支給します。補装具の種類により、県身体障害者更生相談所の判定が必要な場合があります。

#### 対象者

補装具の交付・修理が必要と認められる障害者、障害児、難病患者等。

#### 種類

盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、車いす、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置など。

#### 利用者負担

原則として購入または修理費の1割が自己負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。  
※世帯の中に市民税所得割額が46万以上の方がおられる場合は、対象外です。

### ■ 日常生活用具の給付

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

在宅の障害者の方の日常生活がより円滑に行われるために、日常生活用具を給付します。

#### 対象者

日常生活用具の給付が必要と認められる在宅の障害者、障害児、難病患者等。

※一部の用具については、在宅以外(入院中または入所中)の方も対象となります。

#### 種類

特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、点字器、ストーマ装具、紙おむつ、住宅改修費など。

#### 利用者負担

原則として給付費の1割が自己負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

※世帯の中に市民税所得割額が46万以上の方がおられる場合は、対象外です。

### ■ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の方に、コミュニケーションの向上、学習機会の確保などを支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。  
※修理費用は対象になりません。

#### 対象者

安芸高田市内に住所を有する18歳未満の方で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方(聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者でない方)

#### 助成額

購入費と基準額を比較して、少ない金額の2/3を助成します。

※世帯の中に市民税所得割額が46万以上の方がおられる場合は、対象外です。

## 手話通訳者、要約筆記者の派遣

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

聴覚、言語機能、音声機能等に障害がある方に対し、日常生活を営むうえで手話通訳や要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

#### 対象者

安芸高田市内に住所を有する聴覚障害者等で、手話通訳または要約筆記を必要とする方。

#### 手話通訳者の配置

市役所窓口での手続きや相談の際に手話通訳を行います。

配置場所 社会福祉課

配置時間 毎月第1・第3火曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時30分～午後4時30分(※午後0時～午後1時を除く)

※手話通訳者が業務で不在の場合もありますので、ご承知ください。

## 重度障害者外出支援(タクシー券交付)事業

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

お太助ワゴンの利用が困難な方に、日常生活活動や社会参加の促進のため、タクシー利用助成券を交付します。

1枚500円のチケットを1月あたり8枚交付(最大年間96枚(12か月×8枚))

#### 対象者

安芸高田市内に住所を有する人(他の市町村が援護を実施する人を除く。)又は市が援護を実施する人であって、次のいずれかに該当する方。

①視覚・下肢・体幹・移動機能障害で3級以上の身体障害者手帳をお持ちの方

②療育手帳AまたはAをお持ちの方

③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※障害者通院費助成や高齢者外出支援(タクシー券交付)を受けている場合は対象外です。

## 重度心身障害者通院費助成事業

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

透析のための通院や障害の更生や治療を目的として医療機関に通院している方に対し、交通費を助成します。

※通院先の証明が必要になります。

#### 対象者

腎臓機能障害のため人工透析治療を受けている方、障害の更生や治療を目的として医療機関に通院している方。

## 障害者住宅整備資金補助金事業

問 社会福祉課 障害者福祉係 ☎42-5615 FAX42-2130

障害のある方が居住する住宅の整備を目的として融資を受けた人に、整備に必要な経費の一部を補助します。





## ■ 住民健診

問 保健医療課 健康推進係 ☎42-5633 FAX47-1282

安芸高田市の住民健診は、個別医療機関健診、人間ドックと集団健診を実施します。年齢・加入の医療保険により受診できる健診項目が異なりますので、ご注意ください。

詳細は、安芸高田市ホームページをご覧ください。

**個別健診** 毎年6月～1月末に、県内の医療機関で実施します。

**人間ドック** 毎年6月～1月末に、県内の医療機関で実施します。

**集団健診** 毎年6月～7月ごろに、市内の会場を巡回して実施します。

### ■ 健診項目・対象者(年度により変わることがあります。)

| 健診項目  | 対象者  |             |
|---|--|-------------|
| <b>特定(基本)健診</b><br>●問診・検尿・血圧測定・診察<br>●身体計測(身長・体重・腹囲)<br>●血液検査<br>(血糖検査・脂質検査・貧血検査・肝機能検査・腎機能検査) | ●安芸高田市国民健康保険加入者:20歳以上<br>●生活保護受給者:20歳以上<br>●協会健保・組合健保・共済組合・国保組合の被扶養者:40歳以上<br>※社会保険被保険者本人は対象となりません。<br>※建設国保の加入者は対象となりません。<br>●後期高齢者医療保険の加入者 |             |
| <b>結核検査(胸部X線撮影)</b>   | 65歳以上の方  |             |
| <b>肺がん検診(胸部X線撮影)</b>  | 40歳以上の希望者  |             |
| <b>胃がん健診(バリウム検査)</b>  | ●胃がん健診で使用するバリウムにより、まれに重篤な症状をおこすことがあります。過去の検査でひどい便秘やアレルギーが出た方は、医療機関での検査をお勧めします。   |             |
| <b>大腸がん検診(便潜血反応検査)</b>  |  |             |
| <b>子宮頸がん検診(視診・細胞診・内診)</b>   | 20歳以上の希望者(2年に1回の受診が望ましい)   |             |
| <b>乳がん検診</b><br>(視触診はありません)   | X線2方向  | 40歳～49歳の希望者 |
|   | X線1方向  | 50歳以上の希望者   |
| <b>前立腺がん検診</b>  | 50歳以上の希望者  |             |
| <b>肝炎ウイルス検査</b>   | 40・45・50・55・60・65・70歳で今までに受けたことのない方  |             |
| <b>骨粗鬆症健診(骨密度超音波測定)</b>   | 40・45・50・55・60・65・70歳で希望者  |             |



## ■ 市立診療所

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 医療機関名   | 安芸高田市川根診療所                   |
| 住 所     | 高宮町川根2438番地1                 |
| 電 話 番 号 | 0826-58-0234                 |
| 診 療 日   | 毎週月曜日・水曜日・木曜日                |
| 診 療 科 目 | 月曜日:内科<br>水曜日:整形外科<br>木曜日:外科 |



# 保健事業

問 保健医療課 健康推進係 ☎42-5633 FAX47-1282

## 成人のための保健事業

### 健康教育

**事業内容** 生活習慣病予防に関する健康・栄養・運動の講話および実習



### 健康相談

**事業内容** 糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な人へ保健師や栄養士による健康・栄養・運動に関する相談

### 健康診断

**事業内容** 国保特定健診、基本健診、各種がん検診、肝炎ウイルス検査、結核検診、節目年齢歯科健診

### 講演会

**事業内容** がん予防や生活習慣病予防に関する講演会



### 訪問指導

**事業内容** 糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な人へ保健師・栄養士による健康・栄養・運動などの訪問指導

### 食生活改善推進員活動事業

**事業内容** 食生活改善推進員(ボランティア団体)による健康づくりのための料理教室・男性料理教室などの実施

### 健康あきたかた21推進協議会活動事業

**事業内容** 「健康あきたかた21」計画にもとづき、各種保健事業への協力、健康づくり啓発などの実施

## 予防接種 接種希望の人に対し一部自己負担で実施

| 種類      | 対象  |
|---------|---|
| インフルエンザ | <ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳以上</li> <li>●60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある人(身体障害者手帳1級相当)</li> </ul>  |
| 高齢者肺炎球菌 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年度までは該当年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人</li> <li>●60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある人(身体障害者手帳1級相当)</li> </ul> |

## 精神保健福祉事業

心の健康づくりに関する啓発並びに相談会を行います。

## その他

### 献血

**事業内容** 移動献血車により市内で実施



このほかにも、保健医療課では健康や栄養等に関する教室や相談などを行っています。詳しい内容や日程は、毎月発行する広報紙に掲載しています。



健康





# 暮らしと環境

## ■ごみ

問 環境生活課 環境生活係 ☎42-1126 FAX47-1206

### ごみの分け方・出し方

問 環境生活課 環境生活係 ☎42-1126 FAX47-1206 芸北広域きれいセンター ☎0826-72-6595 FAX0826-72-8040



| 分類                      | 収集  | 種類                                   | 指定袋・<br>処理券の種類   | 出し方  |  |
|-------------------------|-----|--------------------------------------|--|--|--|
| 古紙類                     | 月2回 | 新聞紙、ダンボール、雑誌、菓子箱、包装紙、広告チラシ、紙袋、ざつ紙、封筒 | ごみ処理券  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●長さ50cm、重さ10kg以下にして、ひもで十文字にくくって出してください。</li> <li>●新聞、ざつ紙(広告チラシ)、雑誌、ダンボールは、それぞれ分けて出してください。</li> <li>●封筒については、ビニール部分は取って燃えるごみへ分けて出してください。</li> </ul> <p>【ざつ紙について】</p> <p>☆広告チラシ等(又は雑誌)と一緒に束ねてください。</p> <p>☆紙以外のものは、取り除いてください。(ホッチキスの針はついていても可)</p> <p><b>ざつ紙で出せないもの</b></p> <p>感熱紙、カーボン紙、ワックス加工された紙(油紙、紙コップ、酒パック、ヨーグルト容器等)、プリント写真、シール台紙、ふすま紙、汚れた紙、小さい紙(ハガキより小さいもの)→「燃えるごみ」へ</p> |  |
| 資源物(リサイクルできるもの)右の6種類に分別 | 月2回 | 紙パック                                 | マークのあるもの<br>紙パック   | 容器包装ごみ専用収集袋<br>発泡トレイ・紙パック  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●内側が銀色(アルミ箔)の紙パックはリサイクルできないので、「燃えるごみ」で出してください。</li> <li>●中をよく洗い、開いて、乾かして出してください。</li> </ul>   |
|                         |     | プラスチック容器包装                           | マークのあるもの<br>食品トレイ、弁当パック、卵パック、カップめん容器、シャンプー洗剤容器、豆腐パック、レジ袋 | ペットボトルまたはプラスチック製容器包装専用収集袋  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●汚れは拭き取るか、洗って、出してください。(汚れの落ちないものや落ちにくいものは、「燃えるごみ」で出してください。)</li> <li>●CDケースやバケツなど容器包装ではないものは、「燃えるごみ」で出してください。</li> <li>●ペットボトルと混ぜて出さないでください。</li> <li>●ハガキより小さいものやラップ類は「燃えるごみ」で出してください。</li> <li>●レジ袋はそのままごみ袋に入れてください。【中に容器が入った状態で出さないでください。】</li> <li>●ライター等は絶対に入れないでください。【「燃えないごみ(金物など)」です。】</li> </ul> |
|                         |     | ペットボトル                               | マークのあるもの<br>ペットボトル(飲料水・酒・しょうゆ・食酢など)                      | ペットボトルまたはプラスチック製容器包装専用収集袋  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●中を軽く水洗いしてください。</li> <li>●キャップ・ラベルは、取り除いて「燃えるごみ」で出してください。【リング部分についてはそのままかまいません。】</li> <li>●傘のマークのあるものだけを出してください。【プラスチック製容器包装と混ぜないでください。】</li> </ul>   |
| かん類                     | 月2回 | 缶類(ジュース・ビール・菓子・海苔・お茶・食品など)           | 資源物または燃えないごみ専用収集袋  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●中を軽く水洗いしてください。</li> <li>●スプレー缶・カセットボンベなどは、処理をする時爆発の恐れがありますので、必ず使い切って出してください。(穴は空けなくてよいです。)</li> <li>●重さは、10kg以下にしてください。</li> </ul>   |  |
| びん類                     | 月2回 | びん類(酒・ビール・ワイン・しょうゆ・食酢・食品・化粧品・薬品など)   | 資源物または燃えないごみ専用収集袋  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●中を軽く水洗いして下さい。</li> <li>●ふた、キャップは必ず取り除いてください。</li> <li>●【はずれにくい中栓やラベルは、そのままかまいません。金属製のふたは「燃えないごみ(金物など)」、プラスチック製のふたは、「燃えるごみ」です。】</li> <li>●コップや耐熱ガラスは、「燃えないごみ(陶器・ガラス類)」で出してください。</li> <li>●重さは、10kg以下にしてください。</li> </ul>   |  |

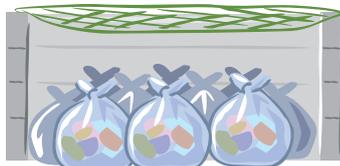
暮らしと環境



| 分類     | 収集  | 種類   | 指定袋・<br>処理券の種類                | 出し方   |
|--------|-----|--|-------------------------------|---|
| 燃えるごみ  | 週2回 | 生ごみ、古着・布、紙おむつ、紙くず・ティッシュペーパー、洗面器、かばん・革製品、靴・履物、ビデオテープ・カセットテープ・CD、ゴム手袋、保存容器(タッパー) | 燃えるごみ専用収集袋                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 台所ごみ…水切りを十分に行ってください。</li> <li>● 液体状のもの(食用油等)…布・紙に吸わせるか、固形化してください。</li> <li>● ロープなどの長いもの…50cm以下に切断してください。</li> <li>● 紙オムツ…汚物をトイレに捨ててから出してください。</li> <li>● 重さは、10kg以下にしてください。</li> </ul>   |
|        |     | 木の枝・木くず・板切れ  | ごみ処理券                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 木くず・板切れなどは、長さ50cm・重さ10kg以下にして、ひもでくくって出してください。</li> </ul>   |
| 燃えないごみ | 月2回 | なべ・やかん、おもちゃ(金属製)、フライパン、ドライヤー・ひげそり、ポット、かみそり、かさ、電気コード、鉄くず・針金、小型電化製品など            | 資源物<br>または<br>燃えないごみ<br>専用収集袋 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 傘は、布・ビニール部分を必ず取り外してください。取り除いた布・ビニールは、「燃えるごみ」で出してください。</li> <li>● 電化製品のコードは、器具から取り除いて、束ねてください。(リサイクルします。)</li> <li>● くざやかみそりなどは、袋が破れないように紙などに包んでください。</li> <li>● 袋に入らないものは、粗大ごみで出してください。</li> <li>● 重さは10kg以下にしてください。</li> </ul>  |
|        |     | 食器(ガラス・コップ)・ガラスコップ・コーヒーカップ、茶碗・皿・土鍋、植木鉢、ガラス                                     | 資源物<br>または<br>燃えないごみ<br>専用収集袋 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ガラスの破片・陶器のかけらなどは、袋が破れないように紙などに包んでください。</li> <li>● 重さは10kg以下にしてください。</li> </ul>   |
| 有害ごみ   | 月2回 | 乾電池、蛍光管・電球、水銀式体温計  | 有害ごみ専用収集袋                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 蛍光管は、壊さないように10本以内にくくり指定袋をつけて出してください。</li> <li>● 乾電池は、指定袋に入れ袋の口を固くしばってください。</li> <li>● ボタン電池や充電式電池は、販売店に持っていきましょう。</li> </ul>   |
| 粗大ごみ   | 年2回 | 家具類、寝具、座布団、こたつ・ストーブ、自転車、草刈機、たたみ・カーペット、ミシン、一斗缶、トタン板                             | 粗大ごみ処理券                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電源コード…必ず器具から切り取り、「燃えないごみ」で出してください。</li> <li>● カーペット…長さ1.8m以下にくくってください。</li> <li>● トタン板…長さ1.8m以下、5枚以内にくくってください。(処理券は1枚)</li> <li>● 一斗缶…つぶさずに6個までにくくってください。(処理券は1枚)</li> <li>● 畳、布団等…畳、布団は1枚につき1枚、座布団・毛布は5枚以内(梱包する)で、1枚の処理券を貼ってください。</li> <li>● ストーブや草刈機等…燃料を完全に抜き取ってください。</li> <li>● スプリングマット…金属(スプリング部分)と布に解体して出してください。</li> </ul> |



暮らしと環境



|       |  |   |
|-------|--|---|
| 出せなごみ | 大型農機具、バッテリー、バイク、金庫、タイヤ、農薬、ガスボンベ、消火器、ドラム缶、ペンキの入った缶、ボタン電池・充電式電池                | 販売店・購入店、またはメーカーにご相談ください。  |
|       | テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、冷蔵庫   | その製品を買ったお店または、同種のを新規に購入するお店で、引き取ってもらってください(リサイクル料金他が必要です)。<br>※買ったお店がわからない場合、廃業している場合等は、役所にご相談ください。 |
|       | パーソナルコンピューター(デスクトップ型パソコン・ノート型パソコン・ディスプレイ・本体・キーボード・マウス・スピーカー・コードなど(プリンターは除く)) | ※製造メーカー等にお問合せください(メーカーで回収、リサイクルが行われます)<br>※プリンター、スキャナー、ワープロ専用機、携帯情報端末、電子手帳は、粗大ごみまたは燃えないごみで、出してください。 |

## ■ ごみの直接持ち込み

自分でごみを芸北広域センターに持ち込むことができます。

**毎週月曜日～金曜日**(祝日も受け付けます)

**午前9時～12時・午後1～4時まで**

- 時間外の受付はできません
- 時間外の受付はできません積み下ろしの場所と料金が違いますので、種類ごとに分けて持ち込みしてください。
- 持込車両を軽量し、料金を算定しますので、指定袋、処理券は使用しないでください。
- 多量に持ち込まれる場合は事前に連絡してください。

### 持込できない日

土曜日・日曜日(ただし1月・5月以外の第1日曜日については開場しています。)  
12月31日・1月1日・1月2日・1月3日

## ■ ごみの収集について

**収集日の朝8時までに出してください。**

- 収集日程は、毎年配布する「ごみの収集カレンダー」を参考にしてください。
- ごみステーションは、利用者で清潔に管理し、地区外のごみステーションには絶対に出さないでください。
- 必ず組合指定のごみ袋・ごみ処理券を利用して出してください。
- きちんと分別されていないごみは収集できません。
- 袋の口は、固くしばって出してください。



## ■ 事業所ごみ

- **事業所はごみステーションには出せません。直接「芸北広域きれいセンター」へ搬入してください。**
- 一時多量ごみの場合、搬入をお断りすることがあります。事前に連絡してください。
- 業種に伴う粗大ごみは搬入できません。(例:電気店→電気製品、家具店→家具、建設業→建築廃材)

## ■ 組合指定のごみ収集袋・処理券の購入

- 組合指定のごみ収集袋・処理券は、農協・スーパー・商店などでお求めください。
- 詳しくは、「ごみの収集カレンダー」をご覧ください。

### ● 芸北広域きれいセンター

☎0826-72-6595 FAX0826-72-8040

〒731-1513 広島県山県郡北広島町川井11080-18

## ごみステーション設置補助金

地域の環境の保全、公衆衛生の向上及び資源物を回収すること等を目的として、ごみステーションを設置【新規・増設(地域で市の資源回収をしていること)・修理(天災によるもの)】する者に対し、ごみステーション設置費用の材料費又は購入金額の2分の1、上限40,000円までを市が補助します。

## 資源回収補助金

ごみ減量化対策助成金(団体への資源回収助成金)として、地域住民の自主的なリサイクル活動を支援・促進するために団体助成金として、衣類・古紙類へ5円/kg、アルミ缶・スチール缶、ペットボトルに対し、10円/kgの補助金を交付しています。

## 生ごみ減量化補助金

家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理器購入価格の2分の1、上限20,000円までを市が補助します。

※事前申請となりますので、商品を購入される前に申請をお願いします。

※補助金については、予算の範囲内交付を行っていますので、予算額に達したところで終了とさせていただきます。補助金申請については、事前にお問合せください。

## ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

芸北広域環境施設組合では、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信を行っています。スマートフォンやタブレット端末で、気軽にごみの収集日や分別情報を入手できます。ぜひ、ご利用ください!

<トップ画面>



<ごみカレンダー>



下記のQRコードからもダウンロードできます



iOSの方  
(App Store)



Androidの方  
(Google play)

## ■ 上水道

問 上下水道課・公営企業部水道課(水道担当) ☎47-1203 FAX47-1206

水道を使い始めたり止めたりするときは、届出が必要です。



### 水道の使用開始と中止

引っ越しの日前までに届出をお願いします。

#### 転入、市内転居の場合

水道の使用  
を  
開始

開始(開栓)届の提出  
必要なもの・印鑑

#### 市外への転出、転居の場合

水道の使用  
を  
中止

中止(閉栓)届の提出  
必要なもの・印鑑

下記の必要事項についてお伝えください。

- 1 申込者(使用者)・料金支払者  
住所・氏名・電話番号
- 2 所在地・住所(アパート等名)
- 3 開始年月日

⚠ 届出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

⚠ 土・日曜日・祝日の「開栓・閉栓」については受付けていません。必ず事前の届出をお願いします。

- 1 申込者(使用者)・料金支払者  
住所・氏名・電話番号
- 2 所在地・住所(アパート等名)
- 3 中止年月日



⚠ 届出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用料の負担が生じる場合があります。

### 自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。



すぐに安芸高田市指定の水道業者へ修理を依頼してください。

### 水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 隔月で決まった日(奇数月の検針期間内)にメーターの検針を行い、その計量した使用水量に基づいて「基本料金」に「超過料金」および「メーター使用料」を加算した額を請求します。
- 水道料金を指定期限内に支払えない場合は給水を停止することがありますのでご注意ください。

#### 【支払い方法】

料金の請求は、2か月に1回となっています。下記取扱窓口にてお支払いください。

- 1 市役所本庁・支所
- 2 取扱金融機関

広島北部農協・広島銀行・もみじ銀行・広島市信用組合・ゆうちょ銀行・郵便局(中国5県内)

料金の支払いは、便利な「口座振替」がおすすめです!

必要なもの: 通帳、届出印鑑

### 水道を新設・変更するとき

安芸高田市指定給水装置工事事業者へ直接依頼してください。(安芸高田市ホームページに掲載しています。)水道を新設するときは、分担金、各種手数料が必要です。変更の場合も手数料が必要です。



# 下水道

問 上下水道課(下水道担当) ☎47-1204 FAX47-1206

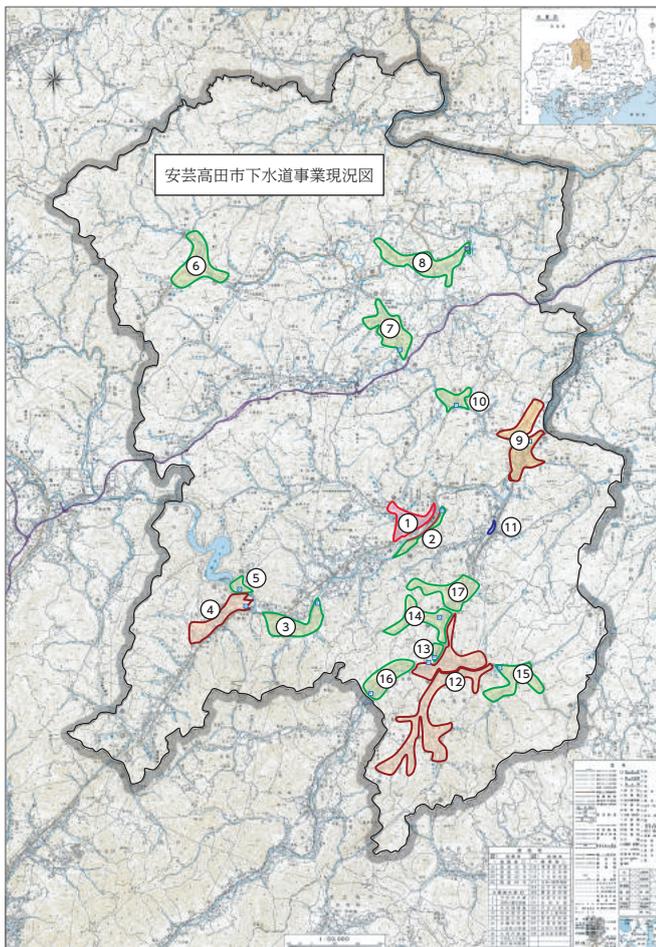
## きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道や浄化槽は、快適な生活を支える重要な施設です。利用できる区域にお住まいで、下水道へ接続されていない方や、浄化槽を設置されていない方は、早めにご加入をお願いします。

## 下水道等(集合処理)の整備状況

下水道等の集合処理による面整備は、全て完了しました。

- 吉田町
  - ① 公共下水道事業(吉田処理区)
  - ② 農業集落排水事業(国司地区)
  - ③ 農業集落排水事業(入江地区)
- 八千代町
  - ④ 特環下水道事業(八千代処理区)
  - ⑤ 農業集落排水事業(下土師地区)
- 美土里町
  - ⑥ 農業集落排水事業(生田地区)
- 高宮町
  - ⑦ 農業集落排水事業(原田地区)
  - ⑧ 農業集落排水事業(船佐中央地区)
- 甲田町
  - ⑨ 特環下水道事業(甲田処理区)
  - ⑩ 農業集落排水事業(浅塚地区)
  - ⑪ コンプラ事業(吉田口地区)
- 向原町
  - ⑫ 特環下水道事業(向原処理区)
  - ⑬ 農業集落排水事業(向井原地区)
  - ⑭ 農業集落排水事業(万念喜地区)
  - ⑮ 農業集落排水事業(坂上地区)
  - ⑯ 農業集落排水事業(長田地区)
  - ⑰ 農業集落排水事業(戸島地区)



## 浄化槽

市が設置する浄化槽事業を実施しています。

### 内容

申込みにより、市が浄化槽を設置し、使用料を頂き、市が浄化槽の管理(保守点検、清掃、法定検査)を行います。排水設備工事(流入・放流管など)は個人の費用となります。

- 年間設置予定 100基
- 設置できる地域 集合処理の区域以外
- 設置可能な人槽 12人槽までの浄化槽
- 加入者分担金 220,000円/1基当たり

## 排水設備

家庭からの汚水を下水道等に流すために、宅地内に設置する枡や排水管を排水設備といいます。

これらの、排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくこととなります。

## 「下水道等排水設備普及促進補助金制度」

安芸高田市では、下水道等へ新たに加入し、排水設備を施工される方へ補助金を交付しています。

- 補助金の額
  - 市内の指定工事店が行う場合 1件当たり5万円
  - 市外 // // 1件当たり3万円
- 詳しいことは、上下水道課へお問い合わせください。



### 下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※ 食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレトイレットペーパー)を使ってください。



もしも下水道が詰まったら  
(トイレ、台所、風呂場などが詰まったとき)

指定工事店にご連絡ください。



## 下水道等使用料

下水道等使用料は、下水道施設(浄化槽を含む)の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。

使用料の支払いは2か月ごとで、水道料金と同時期に請求をします。

なお、水道にご加入でないご家庭では、人数(住民基本台帳)によりご請求します。

使用料は、納期限内にお支払いください。

また、便利な口座振替をご利用ください。

## こんな場合は、手続きを

下水道等使用区域で、次のような場合は印鑑を準備して、届出の手続きをお願いします。

- 転入、転出をされる時
- 使用者や所有者が変わるとき
- 井戸水併用等で人数制により使用料を算定している家庭で、世帯の人数が変わるとき

## し尿収集について

問 上下水道課(し尿収集担当)  
☎0826-47-1205 FAX0826-47-1207

し尿収集を希望される方は、上下水道課へお申込みください。

■ 収集の方法は2通りあります。

1. 定期収集 申込みにより一定期間ごとに収集する。
2. 臨時収集 その都度、電話で申し込む。  
原則、申込みの翌週に収集する。

■ 収集料金

1. 収集量が180ℓ以上の場合  
収集量×14.65円/ℓ×税
2. 収集量が180ℓ以下の場合  
基本料金2,637円×税

■ 申込用紙記載事項

- 収集方法 (定期収集・臨時収集)
- 収集の場所(住所、便槽の位置、便槽の数)

## 犬の登録・狂犬病予防接種

問 環境生活課 環境生活係 ☎42-1126 FAX47-1206

飼い犬の登録・狂犬病予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届出、登録事項変更の届出は必ず行ってください。

登録を申請 鑑札の交付

狂犬病予防注射 狂犬病予防注射済票交付の手続き

死亡届出書を提出

犬を飼った

(生後90日以内の犬は、  
生後90日を経過した日)

登録は犬の生涯に一度です

登録手数料 3,000円

犬が生後  
91日以上  
なったら

年に1回(全国一律・4月~6月)

予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。

交付手数料 550円

※動物病院が発行する「狂犬病予防注射済証明書」が必要です。

犬が死亡した

電話や窓口での  
申し出などで  
お知らせください。

登録手続きができる場所・機会

- 注射は動物病院または4~6月に市内で行う集合注射で受けることができます。
- 再交付手数料(鑑札1,600円・注射済票340円)
- なかもと動物病院・向原動物病院・土肥動物病院・前田動物病院で登録、注射ができます。(病院で鑑札、注射済票が交付されます。)

飼い主が変わった・引っ越した

登録事項の  
変更届出書を提出

- 安芸高田市に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口に持ってきてください。
- 犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。



## ■ 市営住宅

問 住宅政策課 ☎47-1202 FAX47-1206

市営住宅は、入居可能な状態となった住宅について、「広報あきたかた」にて公募を行っています。市営住宅の申込みをされる際には、所定の入居申込書を提出してください。※申込期間中に申込みがなかった物件については、随時募集しています。

### 入居要件

- ①現在、住宅に困っていること。
- ②申込者と同居親族が、税金およびその他の料金を滞納していないこと。
- ③同居しようとする親族がいること。(ただし、単身可の住宅有)
- ④申込者または同居親族が暴力団員ではないこと。
- ⑤申込者が原則として成人であること。

### 収入要件など

- 公営住宅  
世帯の所得(月額)158,000円以下(高齢者世帯、障害者世帯などの場合214,000円以下)の世帯
  - 特定公共賃貸住宅  
世帯の所得(月額)158,000円を超え487,000円以下の世帯
  - 市有住宅  
世帯の年間収入の12分の1の額が、家賃と共益費を併せた額の3倍以上あることほか
- ※入居適格者が募集戸数を超える場合は当選者と補欠者を抽選で決定します。

## ■ 建物を新築・解体するとき

問 住宅政策課 ☎47-1202 FAX47-1206 管理課 建設管理係 ☎47-1201 FAX47-1206

### ●建物を建てる時

建築物を建築するときは、工事を始める前に、計画が建築関係法令に適合しているかどうかを確認するため「建築確認申請」が必要です。市役所か民間の確認機関に提出してください。

### ●木造住宅の耐震診断・耐震改修

昭和56年以前の住宅について、「耐震診断」や「耐震改修工事」の費用の一部補助を行っています。補助を受けるには、市に登録されている設計者による設計が必要です。

### ●開発許可制度について

都市計画区域内で3,000㎡以上(都市計画区域外は10,000㎡以上)の建築を目的とした土地の造成を行う場合は、工事に先立ち「開発許可」を受ける必要があります。

### ●建築関連情報の問い合わせ

用途地域や建ぺい率・容積率等の建築に関する情報は、建設部管理課で確認することができます。なお、用途地域等の一部の情報は、市のホームページでも確認できます。

### ●建物を解体するとき

建築物を解体するときは、工事を始める前に届出が必要です。解体する建築物の規模により必要な届出が異なります。10㎡を超えると「建築物除却届」、さらに床面積が80㎡以上で、特定建設資材の廃棄物が発生する解体工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づく「届出書」の提出が必要となります。

### ●大規模な土地取引後の届出について

大規模な土地売買等の契約の締結をした場合、買主等が契約後2週間以内に市役所を経由し、県知事に届け出る必要があります。都市計画区域内では5,000㎡以上、都市計画区域外では10,000㎡以上の土地(一団となった土地)が対象となります。



暮らしと環境

## ■ 生活道舗装整備事業補助金

問 管理課 建設管理係 ☎47-1201 FAX47-1206

日常生活の基盤となる生活道の舗装整備を行う方に対して補助します。

**対象** 市道及び農道に接続するまでの生活道を舗装工事しようとする方

**内容** 道路の幅員が2m以上などの条件があります。申請額と市の設計基準による設計額との比較を行い、安価なものを補助金対象額とします。(補助金限度額50万円)

**申請方法** 窓口で直接手続きをしてください。(添付書類:関係受益者の同意書、見積書、施工位置図、平面図など)



## ■ 安芸高田市の定住施策の主な取組み

～安芸高田市に“住む人”を応援します～

### ■ 安芸高田市移住定住施策の概要

安芸高田市は、平成36年の定住人口27,500人を目指し、移住定住施策に取り組んでいます。移住定住施策は、「働く」「住む」「産み育てる」の3つの分野を中心に、市民の皆さんやUターン希望者のニーズを反映しながら、新たな支援策やこれまでの制度の拡充を図っています。

### ■ 移住、定住の取組みが必要な理由

日本が人口減少社会に入った中で、安芸高田市においては1975年(昭和50年)以降、人口減少が続いています。また、同時に、過疎化の進行、少子高齢化の進展や自然災害の脅威による安心・安全意識の高まり、経済規模の縮小による地域活力の低下等の社会情勢の変化から、人口減少に歯止めがかかっていないのが実情です。

今後、安芸高田市が持続可能な状態を維持していくためには、人口減少の歯止め対策、少子高齢化対策の推進が必要不可欠となっています。

このため、就職等による市外への流出防止や一度市外に出た地元出身者や安芸高田市外からの移住者を迎え入れる就職支援制度をはじめ、移住定住後の子育て支援、教育環境の充実支援など、「働く場」「住む場」「産み育てる場」を中心とした支援策により、人口減少、少子化の抑制、労働力の確保に繋げ、持続可能な安芸高田市を目指していくものです。

### 「働く場」の支援

移住・定住のための働く場の確保をサポートします

#### サテライトオフィス等誘致事業補助金

(商工観光課: ☎47-4024 FAX42-1003) **新**

空き家、空き公共施設、空き店舗等を活用し、拠点整備を行った企業で新たに従業員を3名以上雇用する場合に支援します。

**助成内容** 物件賃借料、光回線接続工事費、通信使用料、建物改修費、設備費等

#### 起業支援事業補助金

(商工観光課: ☎47-4024 FAX42-1003) **新**

市内に住所を有し、市内で開業する者、又は市内に本社を有する小規模事業者が市内の空き家、空き公共施設、空き店舗等を活用し、起業又は新分野での展開を図った場合に支援します。

**助成内容** 物件賃借料、光回線接続工事費、通信使用料、建物改修費、設備費等

#### 青年就農給付金事業

(地域営農課: ☎47-4021 FAX42-1003)

青年新規就農者確保のため、研修期間(準備中)及び経営開始後に青年就農給付金を交付します。(国制度)

**助成内容** 給付期間1年につき上限150万円

### 「住む場」の支援

豊かな自然環境での暮らしをサポートします

#### 空き家情報バンク

(住宅政策課: ☎47-1202 FAX47-1206)

安芸高田市内の空き家の利活用を図るため、「空き家情報バンク制度」を実施しています。空き家の貸し手と借り手、売り手と買い手をマッチングする仕組みで、空き家物件をホームページに掲載し、情報提供を行っています。

#### 空き家購入補助金

(住宅政策課: ☎47-1202 FAX47-1206) **新**

空き家を購入して入居する、婚活世帯、市外からの転入者世帯(子育て世帯)及び市内在住の子育て世帯に対して補助金を交付します。(上限25万円)

#### 子育て婚活住宅新築等補助金

(住宅政策課: ☎47-1202 FAX47-1206)

安芸高田市への定住を目的とする子育て世帯等が、市内業者を活用し住居を新築・購入した場合に、条件ごとに最大で50万円の補助金を交付します。

#### 空き家改修・空き家解体事業補助金

(住宅政策課: ☎47-1202 FAX47-1206) **新**

空き家情報バンクに登録されている空き家を売買・賃貸借の契約を締結し、市内の事業者を利用して改修する場合(最大で100万円)、また、市内にある空き家を解体する場合(上限30万円)に補助金を交付します。

#### 空き家改修補助

(住宅政策課: ☎47-1202 FAX47-1206)

空き家情報バンクに利用者登録されている転入の方が、空き家情報バンクに登録されている空き家を売買・賃貸借の契約を締結し、市内の事業者を利用して改修する場合に、補助金を交付します。(補助額: 上限100万円)



## 「産み、育てる場」の支援

安芸高田市で産まれてから成人になるまでサポートします

産まれてから成人になるまで、きめ細かい支援が充実

**不妊治療費助成**(保健医療課 健康推進係:☎42-5633 FAX47-1282)

指定医療機関で行った特定不妊治療に要した費用に対して、広島県の特定不妊治療費助成額を除いた費用の全額を助成します。

**ブックスタートパックの提供**(生涯学習課:☎42-0054 FAX42-4396) **新**

絵本を含むブックスタートパック(絵本、赤ちゃんおすすめ本リスト等)を乳児健診等の機会を利用し、「赤ちゃん」と絵本を楽しむ体験」とともにプレゼントします。

**子育て応援券の発行**(子育て支援課:☎47-1283 FAX42-2130) **新**

平成28年10月1日以降に生まれた子どもがいる家庭及び安芸高田市に転入した際に3歳未満の子どもがいる家庭を対象に、子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を配布します。

**保育料減免**(子育て支援課:☎47-1283 FAX42-2130)

(教育総務課:☎42-0049 FAX42-4396)

18歳以下の兄弟姉妹の第3子目以降の保育所・幼稚園保育料無料化、平成28年4月1日からは第2子の半額を実施しています。

**地域未来塾**(生涯学習課:☎42-0054 FAX42-4396) **新**

小学生を対象に、家庭学習支援を目的とした無料の公営塾を開催します。

**乳幼児等医療費公費負担事業の受給対象年齢拡大**(保健医療課 医療保険係:☎42-5619 FAX42-2130)

子育て世帯の公費負担額を拡大し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

**結婚縁結び事業**(結婚相談窓口:☎42-1126 FAX47-1206)

「結婚に関する相談」や「結婚希望者の紹介活動」を通じて、結婚希望者同士の出会いの場を提供し、出会いから結婚まで支援します。これまで30組が成立(H21~H28)

### ■その他の支援策・取組みなど

- ・妊婦健診・妊婦相談(保健医療課)→P74
- ・こんにちは赤ちゃん(保健医療課)→P76
- ・育児相談(保健医療課)→P76
- ・すくすく離乳食教室(保健医療課)→P76
- ・子育て支援センター(子育て支援課)→P76
- ・ファミリーサポート(子育て支援課)→P79
- ・病後児保育(子育て支援課)→P79
- ・放課後児童クラブ(子育て支援課)→P81
- ・完全給食(教育総務課)
- ・学習補助員・教員介助員配置(学校教育課)



※紹介した支援策等については、主なものを掲載しています。その他の支援策等については、市ホームページ内の定住ガイドブックをご覧ください。また、定住ガイドブックは本庁(総合窓口課又は政策企画課)及び支所において配布していますので、お気軽にお問い合わせください。

**新** 平成28年度からの新しい支援メニューです。



暮らしと環境

## 生活交通

### お太助ワゴン

利用者の予約に応じて、昼間の時間に走ります。

1. 利用登録  
市役所本庁、各支所で申請できます。
2. 事前予約  
お太助ワゴン受付センターへ  
受付日時: 平日 午前8時～午後5時



市内へ 行こう! 行こう!  
**47-1515**

ご利用の2日前から当日30分前まで、予約を受け付けます。(8:00便と8:30便は、前日までに予約)

①お名前と、②何日の、③何時ころの便で、④どこから、⑤どこまで行きたいかをお伝えください。受付センターのスタッフがご利用いただける便を案内します。

3. 運行時刻表(最初の方をお迎えに行く運行開始時間)

| 地域発⇒吉田行き | 吉田発⇒地域行き |
|----------|----------|
| 午前 8:30  | 午前 8:00  |
| 9:00     | 10:00    |
| 10:00    | 12:00    |
| 11:00    | 午後 1:00  |
| 午後 1:00  | 2:00     |
| 3:00     | 2:30     |

※運行の30分前に予約を確定し、一番遠くから利用される方が乗られる時間が、運行開始時間です。順に乗り降りを繰り返しながら、最終目的地に1時間以内に到着するように走ります。

※予約状況により、お迎え時間や到着時間が変わります。

4. 利用料金

| 町内への移動 |              | 町外への移動 |              | 乗り継ぎ料金(2回目) |              |
|--------|--------------|--------|--------------|-------------|--------------|
| 大人     | 小中学生・障害者手帳提示 | 大人     | 小中学生・障害者手帳提示 | 大人          | 小中学生・障害者手帳提示 |
| 300円   | 100円         | 500円   | 200円         | 300円引き      | 100円引き       |

※小学生未満は無料

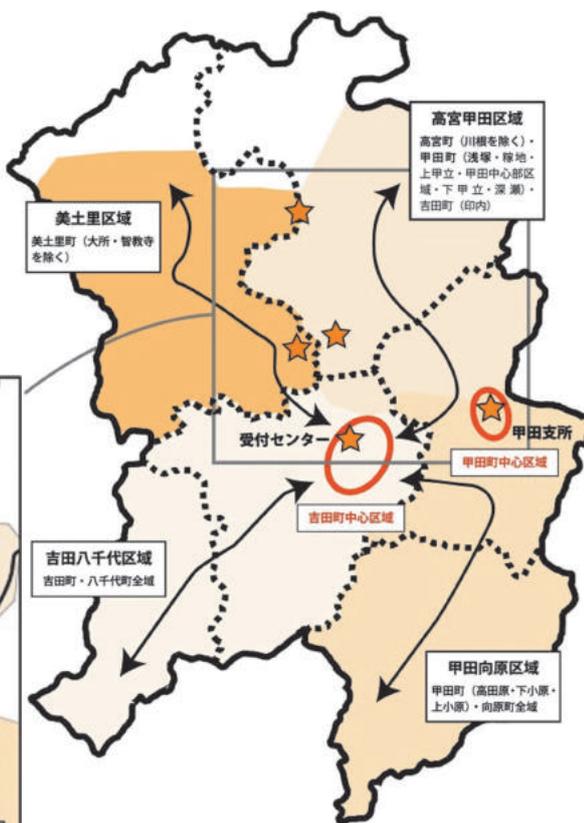
※乗り継ぎは、時間をあけず連続して乗車される場合に限りま。

問 政策企画課 ☎42-5612 FAX42-4376



暮らしと環境

## お太助ワゴン 運行区域



区域を越えた移動をするときは、★のついている地点で乗り換えができます



**路線バス**

決まった時間に決まった路線を走ります。

**市内完結バス**

1. 路線

- 吉田線  
津々羅～吉田
- 高宮線  
船佐駅～高宮支所(火・金)  
船佐駅～甲田～吉田  
式敷駅～高宮支所(月・水)  
式敷駅～甲田～吉田
- 美土里線  
風の谷内山～吉田  
曾我神社～吉田  
美土里中央～吉田
- 向原線  
上有留～吉田  
出口～向原駅

2. 運行

月曜～土曜  
午前7時頃～午前8時頃(各地域から吉田へ)  
午後4時頃～午後7時頃(吉田から各地域へ)  
※詳しい時刻表は、市のホームページをご覧ください。

**市町村運営有償運送**

運行地域

- 美土里町  
智教寺・大所地区(友愛とろっこ便)
- 高宮町  
川根地区(川根もやい便)

**広域交通**

1. 路線バス

三次方面行き及び広島方面行きの路線バス及び高速バス

2. JR

芸備線 庄原～三次～安芸高田～広島  
三江線 三次～安芸高田～邑南～川本～美郷～江津

**回数券**

お太助ワゴン・市内完結路線バス・市町村運営有償運送をご利用の際に使用できる共通回数券を発行しています。100円11枚つづり1000円、300円11枚つづり3000円、500円11枚つづり5000円の3種類です。広域交通路線バスと異なり、これらの交通ではパスピーが使用できませんが、お得な回数券をご活用ください。購入にあたっては、バス車両内で運転手にご相談ください。

**広域バス**

1. 路線

- 三次線  
三次駅前～甲田～吉田
- 志屋線  
安佐市民病院～上根～向原～甲田～吉田
- 上根吉田線  
広島駅(バスセンター)～上根～吉田
- 高速バス  
広島駅(バスセンター)～美土里～高宮～三次～庄原

2. 運行

○■は備北交通株式会社 □は広島電鉄株式会社のホームページをご覧ください。

問 政策企画課 ☎42-5612 FAX42-4376





# 子育てと教育

## 子育てサポートカレンダー

就学までの成長にあわせたサポートカレンダーです。  
忘れないようにチェックしましょう。

妊娠がわかったら

赤ちゃんが生まれたら

2か月

3か月

届出  
など



**CHECK** P.72 母子健康手帳  
● 受診券



**CHECK** P.72 出生届



手当・助成  
など



P.74 妊婦一般健康診査

P.74 妊婦歯科健康診査



P.74 出産育児一時金



P.75 乳幼児等医療費助成

P.75 未熟児養育医療給付

P.74 乳児一般健康診査

※1歳の誕生日前日までに



P.75 児童手当

保健・相談  
教室など



P.77 乳幼児健康診査

A



P.76 訪問指導

● こんにちは赤ちゃん訪問

※12か月(1歳)に至るまで

BCG

ヒブ

※生後2か月～60か月(5歳)に至るまで

小児用肺炎球菌

※生後2か月～60か月(5歳)に至るまで

B型肝炎

※生後2か月～12か月(1歳)に至るまで

4種混合

P.76 不安になったら

HELP!

● 妊産婦・未熟児・新生児訪問指導



P.77 予防接種

定期  
予防接種



### 届出など

## 母子健康手帳



妊娠したら、早めに母子健康手帳をもらいましょう。妊娠中の記録、出産の状況、子どもの成長、予防接種の状況などの記録が書き込める大切な手帳です。

交付場所 本庁保健医療課

#### 必要な書類

- 妊娠届出書(保健医療課に置いてあります)

問合せ 保健医療課健康推進係 ☎42-5633 FAX47-1282

#### 母子健康手帳を無くしたら

手帳を紛失してしまったら、保健医療課に相談してください。再発行ができます。

### 届出など

## 出生届



出生届は、生まれた日を含めて14日以内に提出することが法律で定められています。届出のできる場所は、本籍地または所在地、赤ちゃんの出生地です。

#### 必要な書類

- 出生証明書 ● 母子健康手帳 ● 父または母の印鑑

問合せ 総合窓口課 ☎42-5616

#### 慌てないために

出生届、児童手当の申請は、書類をまとめておくと何度も市役所に行かずに済みます。

- 必要な書類 ● 健康保険証 ● 通帳 ● 印鑑



小児救急  
電話相談

P74

子育て支援施設・  
保育サービスについて

P76  
P79

4か月

1歳

3歳

就学

保護者が就労等で保育できない場合  
保育施設へ入園できます

P.78 保育施設



小学校への入学

P.80 入学準備

幼稚園への入園

P.80 幼稚園

P.79 ちょっと子どもを預かってほしい HELPI!

- ファミリー・サポート
- 一時預り
- 病後児預り

P.76 親子で遊びたい

- プレイルーム



P.75 ひとり親家庭の支援 HELPI!

- 児童扶養手当
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付
- ひとり親家庭等医療費の助成
- 高等職業訓練促進給付金等事業

P.80 就学援助制度

B

C

P.76 離乳食教室

P.76 育児相談

P.76 4か月児相談

P.76 2歳6か月児相談

A 乳児健診

個別通知

B 1歳6か月児健診

個別通知

C 3歳児健診

個別通知



水痘 ※生後12か月～36か月(3歳)に至るまで

麻しん風しん(1期)

※生後12か月～24か月(2歳)に至るまで

麻しん風しん(2期)

※小学校入学前の1年間(年長児)

日本脳炎

※2期接種の時期に注意

健診を忘れず  
受診しましょう



9～10か月児健康診査

18 月 88 日 曜日

memo

1歳6か月児健康診査

18 月 88 日 曜日

memo

3歳児健康診査

18 月 88 日 曜日

memo

5歳児相談

18 月 88 日 曜日

memo



子育てと教育



## 子育てサポート

### 手当・助成など

#### 妊婦・乳児健康診査

妊娠中に最大14回健康診査にかかる費用の一部補助を行っています。また、乳児(1歳未満)の間に医療機関で、最大2回健康診査が受診できます。



#### 受診時には

- 妊婦一般健康診査受診券または乳児一般健康診査受診票を切りとり、必要事項を記入して、母子健康手帳を添えて医療機関の受付に提出してください。
- 県内のほとんどの産婦人科・小児科医療機関で利用できます。医療機関の受付におたずねください。
- 県外の医療機関で受診された方は、受診後保健医療課へ申請をしてください。

問合せ 保健医療課健康推進係 ☎42-5633 FAX47-1282

### 手当・助成など

#### 妊婦歯科健康診査

妊娠中の歯の健康管理はお母さん、赤ちゃんのどちらも大切です。妊娠中はホルモンバランスの変化などで、むし歯や歯周病が進みやすくなります。また、お母さんにむし歯があると、食事の口移しや食器からむし歯菌が赤ちゃんに移る可能性があります。歯科健診を受けて、母子ともに健康に過ごせるようにしましょう。

費用 無料(妊娠中に1回のみ)

※治療が必要な場合、治療費は自己負担になります。

#### 受診方法

実施医療機関に電話予約し、書類を用意して受診してください。

#### 受診時には

- 母子健康手帳
- 妊婦歯科健康診査受診券
- 健康保険証

問合せ 保健医療課健康推進係 ☎42-5633 FAX47-1282

#### 小児救急電話相談(無料)

夜間の子どもの急病時、病院に行った方が良いかどうか、判断に迷った時にご利用ください。経験豊かな看護師が相談に応じます。

- プッシュ回線・携帯電話 #8000
- ダイヤル回線・IP電話など ☎082-505-1399 (毎日19:00~翌朝8:00)



### 手当・助成など

#### 出産育児一時金



出産育児一時金は、出産された方が出産時に加入している健康保険から支給されます。

#### 国民健康保険に加入されている方

出産一時金として40.4万円を支給します。(医療機関が産科医療補償制度に加入しているとプラス1.6万円)原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

※直接支払い制度を利用しない場合や、出産費用が出産育児一時金支給額に満たない場合は、申請が必要となります。

問合せ 保健医療課医療保険係 ☎42-5619 FAX42-2130

#### 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。



手当・助成など

## 乳幼児等医療費助成制度



0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児などを養育している方について、保険適用分の医療費が一部助成されます。(ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く)

**助成内容**

申請書を提出し承認されると、乳幼児等医療費受給者証が交付されます。県内の医療機関は、この受給者証の提示で、窓口での支払いが一部負担金のみになります。

**一部負担金** 医療機関ごとに 入院 500円×14日  
通院 500円× 4日

**必要な書類**

- 健康保険証 ● 印鑑
- 所得を証明する書類(所得課税証明書・源泉徴収票など)

問合せ 保健医療課医療保険係 ☎42-5619 FAX42-2130

手当・助成など

## 児童手当



**支給対象**

0歳～中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日までの)の児童を養育している方

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 0歳～3歳未満の児童 | 一律 15,000円                   |
| 3歳～小学校修了   | 第1子、第2子10,000円、第3子以降※15,000円 |
| 中学生        | 一律 10,000円                   |

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日までの)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

**所得制限を超えた受給者** 一律 5,000円(月額)

問合せ 子育て支援課児童福祉係 ☎47-1283 FAX42-2130

手当・助成など

## 未熟児養育医療給付



出生体重が2,000g以下等入院が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。

申請方法はお問い合わせください。

問合せ 保健医療課健康推進係 ☎42-5633 FAX47-1282

手当・助成など

## 不妊治療費助成

広島県不妊治療支援事業の承認決定を受けられたご夫婦を対象に、その治療にかかる助成を行います。申請方法はお問い合わせください。

問合せ 保健医療課健康推進係 ☎42-5633 FAX47-1282

ひとり親家庭の支援



## 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもや一定の障害のある父母が、子どもを育てている場合に支給される手当です。支給には、所得やその他の制限があります。

問合せ 子育て支援課児童福祉係 ☎47-1283 FAX42-2130

ひとり親家庭の支援

## 高等職業訓練促進給付金等事業

母子・父子家庭の母・父を対象に、高等職業訓練促進給付金があります。申請には事前相談が必要です。

問合せ 子育て支援課児童福祉係 ☎47-1283 FAX42-2130

ひとり親家庭の支援

## 母子・父子・寡婦福祉資金貸付



母子・父子家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付け相談を行っています(県事業)。

**貸付の種類**

- 修学資金(高校～大学)
- 事業開始資金
- 事業継続資金
- 技術習得資金
- 修業資金
- 就職支度資金
- 住宅資金
- 転宅資金
- 就学支度資金
- 結婚資金
- 生活資金
- 療養資金

問合せ 子育て支援課児童福祉係 ☎47-1283 FAX42-2130

ひとり親家庭の支援

## ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭の母、父および児童、父母のいない児童とその児童を養育する方を対象に、健康保険適用分の医療費(医科・歯科・調剤など)が一部助成されます。所得税非課税世帯の方が対象です。

**一部負担金** 医療機関ごとに 入院 500円×14日  
通院 500円× 4日

問合せ 保健医療課医療保険係 ☎42-5619 FAX42-2130



## ■ 母子保健事業

問 保健医療課 健康推進係 ☎42-5633 FAX47-1282

| 事業名                        | 内容   |
|----------------------------|--|
| 育児相談<br>4か月児相談<br>2歳6か月児相談 | 乳幼児と保護者を対象に、子育て全般について相談に応じます。                        |
| 5歳児相談                      | お子さんの成長発達を確認し就学にむけての相談に応じます。                         |
| 妊産婦・未熟児・新生児訪問指導            | 妊産婦・未熟児・新生児を対象に、保健師が各家庭を訪問し、相談に応じます。                 |
| こんにちは赤ちゃん訪問                | ご家庭を訪問し、予防接種・母子保健事業の案内を保健師が行います。                     |
| すくすく離乳食教室                  | 乳幼児の保護者を対象に離乳食の作り方、口腔発達に応じた離乳食の進め方や口腔ケアについて教室を開催します。 |

## ■ 子育て支援センター「プレイルーム」

問 子育て支援課 児童福祉係 ☎47-1283 FAX42-2130

子育て支援事業・子育て相談・育児サークルに関する支援を行っています。

設備 プレイルーム開放時間…月曜日～金曜日8:30～17:15

利用料 無料

お子さんと一緒にご利用いただけるプレイルームを設けています。  
3歳までの子ども向けのオモチャと絵本を置いてあります。  
ぜひ気軽にご利用下さい。

家庭児童  
相談員

子育て  
支援員

母子・父子  
自立支援員



## 子育て支援センターで行っている子育て支援事業

- 親子交流会…年齢別に開催し、ふれあい遊びや製作を中心に行っています。
- 親子体操…年齢別に開催し、運動遊びを通して親子でふれあい、からだをしっかりと使って遊びます。

母子保健事業や子育て支援センターでの催しは、毎月発行する広報紙に掲載しています。

## ■ こども発達支援センター

問 こども発達支援センター ☎47-4151 FAX47-4144

就学前の発達が気になるお子さんとその保護者に対して必要な相談支援を行い、保護者の発達に関する理解を深め、子育ての不安を軽減できるよう支援を行います。

開設時間 月曜日から金曜日 8時30分～17時15分  
(休館日は土曜日・日曜日・祝日・年末年始)

所在地 吉田町常友1564番地2  
(安芸高田市保健センター2階)



# 保育

☎ 子育て支援課 児童福祉係 ☎47-1283 FAX42-2130

**保育施設への入園について** 安芸高田市保育事業として、次のとおり実施しています。

| 対象者   | 保育料  | 入園申込   |
|---|--|--|
| 小学校就学前の保育を必要とする乳幼児で、保護者および同居の親族などが家庭で保育できない場合<br>●乳児の受け入れ体制<br>2か月 生後2か月～ 3か月 生後3か月～ 6か月 生後6か月～ | ①入園月初日の世帯構成<br>②市町村民税の所得割額<br>に応じて決定します。<br>第2子半額<br>第3子以降無料 | ●新年度(4月)からの入園<br>前年12月ごろにホームページや広報紙などでお知らせします。<br>●年度の途中入園<br>各月1日入園<br>前月15日までの受け付け |



## 市内の保育所一覧

| 保育所名       | 住所           | TEL     | 定員  | 受入  | 主な事業                            |
|------------|--------------|---------|-----|-----|---------------------------------|
| 市 吉田保育所    | 吉田町吉田1998    | 42-0662 | 160 |     | ●地域子育て支援センター(育児相談・園庭開放など)       |
| 私 可愛保育園    | 吉田町山手647     | 43-1776 | 120 | 2か月 | 一時保育 (緊急時の保育や私的理由による保育に対応) 園庭開放 |
| 私 入江保育園    | 吉田町上入江1986-2 | 43-1011 | 40  | 2か月 | 一時保育 体験入園                       |
| 私 八千代南保育園  | 八千代町上根1372   | 52-3048 | 50  | 3か月 | 一時保育 園庭開放                       |
| 私 刈田保育園    | 八千代町勝田1670   | 52-2099 | 30  | 3か月 | 一時保育 園庭開放                       |
| 市 みどりの森保育所 | 美土里町本郷1714-2 | 54-0880 | 80  | 6か月 | 園庭開放                            |
| 市 ふなさ保育園   | 高宮町佐々部531    | 57-0007 | 60  | 6か月 | 園庭開放                            |
| 市 くるはら保育園  | 高宮町原田3380-4  | 57-1633 | 60  | 6か月 | 園庭開放                            |
| 市 かわね保育園   | 高宮町川根2749-1  | 58-0259 | 30  | 6か月 | 園庭開放                            |
| 市 小田東保育所   | 甲田町高田原1663   | 45-2118 | 80  | 6か月 | ●地域子育て支援センター(育児相談・園庭開放など)       |
| 市 甲立保育所    | 甲田町上甲立337    | 45-2199 | 60  | 6か月 | 園庭開放                            |
| 市 小原保育所    | 甲田町下小原3472-6 | 45-2653 | 45  | 6か月 | 園庭開放                            |
| 私 向原こばと園   | 向原町坂350      | 46-7022 | 90  | 2か月 | 園バス送迎 園庭開放                      |
| 市 みつや保育所   | 吉田町吉田1786    | 42-1328 | 60  | 2か月 | 体験保育 ●入所対象年齢:3歳未満児              |

※園庭開放は、全園行っていますが日を決めて実施している所と随時の所があります。日程については、広報の「げんきな親子」に毎月掲載しています。



子育てと教育



■ ファミリー・サポート・センター事業の内容

|      | 通常・日中の預かり   | 病後児の預かり   | 宿泊を伴う預かり  |
|------|---|---|---|
| 依頼会員 | 安芸高田市に住所を有し、生後6ヶ月から小学校6年生(障害のある子どもについては中学校3年生以下)までの子どもを養育している世帯で、子育て支援が必要と認める世帯                   |   |   |
| 提供会員 | 支援活動に理解と熱意があり、社会参加をしたいと思っている人で、自宅で子どもを預かることのできる方  |   |   |
| 支援時間 | 月～土<br>7:30～20:00   | 日・祝・年末年始<br>7:30～20:00  | 7:30～20:00<br><br>20:00～7:30  |
| 利用料  | 1時間当たり <b>900円</b><br>(利用者負担 <b>300円</b> )<br>1時間を越えると、30分ごとに <b>450円</b><br>(利用者負担 <b>150円</b> ) | 1時間当たり <b>1,050円</b><br>(利用者負担 <b>350円</b> )<br>1時間を越えると、30分ごとに <b>525円</b><br>(利用者負担 <b>175円</b> ) | 1時間当たり <b>1,500円</b><br>(利用者負担 <b>500円</b> )<br>1時間を越えると、30分ごとに <b>750円</b><br>(利用者負担 <b>250円</b> )<br><br>1泊当たり <b>12,000円</b><br>(利用者負担 <b>4,000円</b> ) |

問い合わせ先 ☎47-1311 (安芸高田市社会福祉協議会吉田支所) FAX47-0045

■ 特別保育事業

|      | 一時預かり   | 病後児預かり  |
|------|---|---|
|      | 参観日、通院、美容院、冠婚葬祭、仕事など、急な用事の時お子さんを時間単位でお預りします。                          | 病気回復期の子どもで、集団保育が難しい状況や、保護者の都合などで保育ができない時お預りします。                       |
| 対象者  | 生後6ヶ月から小学校3年生まで   | 生後6ヶ月から小学校6年生まで   |
| 時間帯  | 月曜日～金曜日 8:00～18:00<br>休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始                             | 月曜日～金曜日 8:00～18:00<br>休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始                             |
| 利用料金 | 1時間 <b>300円</b><br>●1時間未満の利用も1時間分の料金がかかります<br>●当日、お帰りの際にお支払いさせていただきます | 1時間 <b>500円</b><br>●1時間未満の利用も1時間分の料金がかかります<br>●当日、お帰りの際にお支払いさせていただきます |

一時預かり・病後児預かり実施場所 吉田町吉田1324-1

問い合わせ先 ☎47-1311 (安芸高田市社会福祉協議会吉田支所) FAX47-0045



子育てと教育



# 教育

## 幼稚園の入園について

新年度(4月)からの入園申込みは、12月頃にホームページや広報紙でお知らせします。

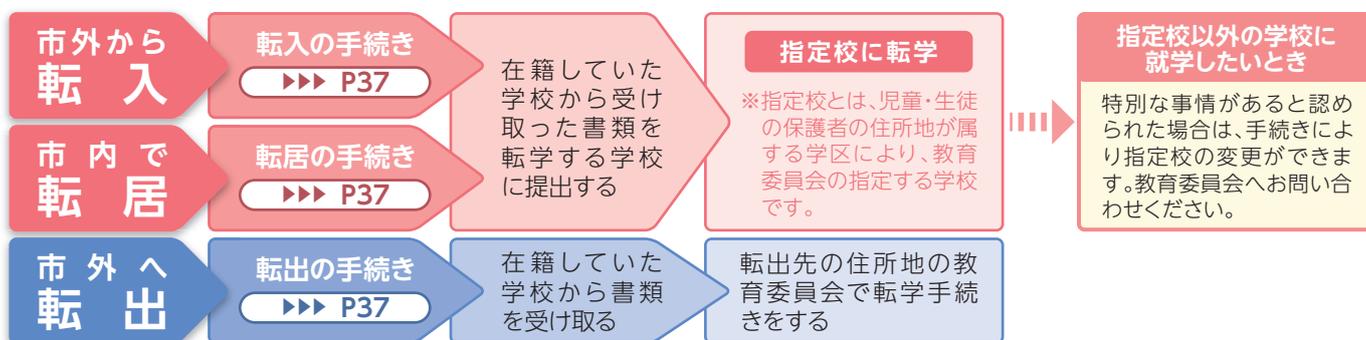
| 幼稚園名      | 住所            | TEL     | 定員   | 入園対象  | 問い合わせ先                       |
|-----------|---------------|---------|------|-------|------------------------------|
| 公立 吉田幼稚園  | 吉田町吉田1997     | 42-2788 | 70人  | 4歳児以上 | 幼稚園42-2788又は<br>教育総務課42-0049 |
| 私立 ひの川幼稚園 | 八千代町佐々井1550-1 | 52-2203 | 100人 | 3歳児以上 | ひの川幼稚園52-2203                |

## 小・中学校に関する手続き

問 学校教育課 ☎42-5628 FAX42-4396

市内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。新入学の児童・生徒に対しては、1月末までに自宅に「就学通知書」をお送りします。

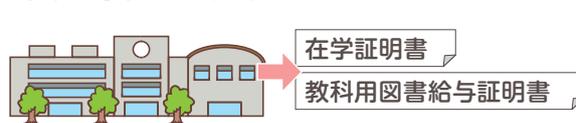
### 引越した時の手続きの流れ



### 市役所で手続き後受け取る書類



### 在籍の学校から受け取る書類



子育てと教育



### ●就学費用のことで困っているとき

経済的な理由で就学が困難と認められる子どもの保護者に対し、学校に必要な学用品費などを援助します。

問 教育総務課 ☎42-0049 FAX42-4396

### ●お子さんの心身状態に不安があるとき

発達の違いや障害のある児童・生徒について、就学に関する教育相談を随時行っています。

問 学校教育課 ☎42-5628 FAX42-4396

## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

問 子育て支援課 児童福祉係 ☎47-1283 FAX42-2130

保護者が労働などで昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

### 放課後児童クラブ

| 施設名              | 住所           | TEL     | 小学校区   | 利用料   |
|------------------|--------------|---------|--------|---|
| イルカクラブ           | 吉田町吉田1970    | 42-5008 | 吉田小学校  | <b>利用料</b><br>●平日(長期休業期間含む)<br>月3,000円<br>●長期休業期間<br>(夏・冬・春休みすべて利用)<br>年7,000円<br>●長期休業期間<br>夏休みのみ 年6,000円<br>冬休みのみ 年1,500円<br>春休みのみ 年1,500円<br><b>開設時間</b><br>●平日<br>放課後～18:30<br>●長期休業日など<br>8:00～18:30 |
| 第2イルカクラブ 原則1年生対象 | 吉田町吉田866     | 42-1060 | 吉田小学校  |   |
| にこにこクラブ          | 吉田町山手1165-3  | 43-0034 | 可愛小学校  |   |
| 郷野児童クラブ          | 吉田町上入江53-2   | 43-1011 | 郷野小学校  |   |
| 刈田児童クラブ          | 八千代町勝田1647   | 52-3323 | 刈田小学校  |   |
| 根野児童クラブ          | 八千代町上根1375   | 52-2874 | 根野小学校  |   |
| めだか児童クラブ 低学年対象   | 美土里町本郷4535-2 | 54-1030 | 美土里小学校 |   |
| 第2めだか児童クラブ 高学年対象 | 美土里町本郷4535-2 | 54-1266 | 美土里小学校 |   |
| ふなさ児童クラブ         | 高宮町佐々部983-13 | 57-1080 | 船佐小学校  |   |
| くるはら児童クラブ        | 高宮町原田2267-1  | 57-0305 | 来原小学校  |   |
| 小田東児童クラブ         | 甲田町高田原1458   | 45-4811 | 小田東小学校 |   |
| ひまわり児童クラブ        | 甲田町上甲立387-1  | 45-5112 | 甲立小学校  |   |
| 小田児童クラブ          | 甲田町上小原2017   | 45-3014 | 小田小学校  |   |
| 向原児童クラブ 低学年対象    | 向原町坂60-1     | 46-3611 | 向原小学校  |   |
| 第2向原児童クラブ 高学年対象  | 向原町坂60-1     | 46-3611 | 向原小学校  |   |

※詳しくは、子育て支援課へお気軽にお尋ねください。

#### 減額・免除

- 兄弟姉妹での利用の場合は、2人目以降の利用は半額です。
- 生活保護・就学援助受給世帯は無料です。(別途申請が必要)

### 放課後子ども教室

問 生涯学習課 ☎42-0054 FAX42-4396

| 施設名        | 住所                     | TEL     | 小学校区  |
|------------|------------------------|---------|-------|
| かね放課後子ども教室 | 高宮町川根1973(エコミュージアム川根内) | 58-0001 | 川根小学校 |

### 奨学金制度

問 教育総務課 ☎42-0049 FAX42-4396

学習の意欲がありながら、経済的理由で高校・大学・その他の学校へ修学することが困難な方へ、修学上必要な学資金の一部を貸し付けする制度です。新年度からの貸付申請については、2月頃にホームページや広報紙でお知らせします。



子育てと教育





# まちづくり

## ■ 地域振興組織(振興会)

問 政策企画課 ☎42-5612 FAX42-4376

地域振興組織は、市全域に32組織が設置されています。さらに、地域振興組織の活動連帯を図るため、旧町単位に6つの連合組織が設置されています。地域振興組織の規模は50戸から2000戸程度まで、範囲は旧来のコミュニティが図られてきた大字単位や小学校区単位が主となっています。また、設置時期は40年以上の活動実績をもつ組織から、合併を機に結成した組織とその状況は多様です。

### ■ 地域振興組織の取り組み

現在、市の行政運営は、「物づくり」から「豊かな暮らしづくり」へと変換が図られています。この「豊かな暮らし」を追求していくと、地域には様々な問題が出てきます。この問題には、行政が一方的に事業を行うだけでは、解決できないものもあります。住民と力を合わせて解決させる問題や住民が自らの力で解決しなければならない問題があります。

こうした地域内に生じる問題を集約し、整理して、必要に応じて行政へつなぐ役割を地域振興組織が担います。地域の問題の解決方法を考えることで、住民も地域に対する意識が高まります。問題解決に向けて、行政との対話が生れます。対話を重ねることで、信頼関係が強まります。

「自らの地域は自らの手で」。情報を住民と共有し、住民自治活動の育成支援を通じて、住民と行政の対話を基礎とした協働のまちづくりを推進します。

### ■ 安芸高田市地域振興組織一覧

| 番号 | 地域振興組織名    |
|----|------------|
| 1  | 吉田地区振興会    |
| 2  | 丹比地区振興会    |
| 3  | 可愛地区振興会    |
| 4  | 郷野地区振興会    |
| 5  | 土師・勝田地域振興会 |
| 6  | 佐々井地域振興会   |
| 7  | 下根振興会      |
| 8  | 上根・向山地域振興会 |
| 9  | 横田振興会      |
| 10 | 本郷地域づくり協議会 |
| 11 | 北振興会       |

| 番号 | 地域振興組織名            |
|----|--------------------|
| 12 | 生桑振興会              |
| 13 | 川根振興協議会            |
| 14 | 下佐振興会              |
| 15 | 志部府親交会             |
| 16 | 上佐一心会              |
| 17 | 船木振興会              |
| 18 | 房後連絡協議会            |
| 19 | 来原地区コミュニティづくり連絡協議会 |
| 20 | 羽佐竹振興協議会           |
| 21 | 小原地域振興会            |

| 番号 | 地域振興組織名    |
|----|------------|
| 22 | 小田東地域振興会   |
| 23 | 甲立地域振興会    |
| 24 | 保垣地区振興会    |
| 25 | 有留自治振興会    |
| 26 | 長田上地域振興会   |
| 27 | 長田下地域自治振興会 |
| 28 | 向井原地域振興会   |
| 29 | 坂下地域振興会    |
| 30 | 坂中地域振興会    |
| 31 | 坂上地域振興会    |
| 32 | 戸島地域振興会    |



まちづくり



## ■ 商工業

### ■ 安芸高田市起業支援事業補助金

問 商工観光課 企業誘致・商工振興係  
☎47-4024 FAX42-1003

U・Iターン者又は市内在住者が、空き家、空き公共施設・空き店舗等を活用し、創意工夫のある企画に基づき起業を行う場合に支援します。

また、市内の既存事業者が、空き家・空き公共施設・空き店舗等を活用し、新たなビジネスモデルの展開を図った場合に支援します。

#### 助成内容

・最大290万円(1/2補助を3年間) ・補助上限額(初年度230万円、以降2年間各50万円)

このほかにも、サテライトオフィス等支援事業、企業立地奨励条例により、新規参入や規模拡大に対する助成制度もあります。詳しくは、お問い合わせ下さい。

## ■ 農業

### ■ 農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。

問 農業委員会事務局 ☎47-4025 FAX42-1003

#### ●農地転用とは

農地を住宅や商業用店舗、工場等の建物敷地、資材置場、太陽光発電施設、駐車場、墓地、道水路、山林等農地以外の用地に転換することです。

#### ●再生可能エネルギー(太陽光発電施設)の設置に係る農地転用許可について

太陽光発電施設への転用については、第1種農地(ほ場整備地・10ha以上の広がりのある農地)は原則不許可。第2種農地(生産性が低い農地)・第3種農地(市街地の農地)は農地転用許可を受ければ設置可能です。事前に農業委員会に相談されるようお願いいたします。

#### ●無断転用には厳しい罰則があります

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。工事の中止、原状回復命令に従わない場合、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金です。

## ■ 林業

問 農林水産課 林業水産係  
☎47-4022 FAX42-1003

### ■ 森林の土地所有者届出制度について

■森林所有者となった時は届出が必要です。

林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林(地域森林計画の対象となっている民有林)の所有者となった方は市町長への届出が義務付けられました。

#### ・届出の時期

土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地のある市町の長に届出してください。

### ■ 伐採及び伐採後の造林の届出について

■森林の伐採には届出が必要です。

伐採を行う場合、その目的、樹種、方法、面積に関わらず届出が必要です。公共事業に関する伐採でも、原則届出が必要です。また、森林経営計画に基づいた伐採の場合は、事後の届出となります。

#### ・届出の対象となる森林

民有林(地域森林計画の対象森林)のうち、保安林を除く森林。

※保安林かどうかの確認は西部農林水産事務所 林務第一課 ☎082-513-5456にお問い合わせください。

#### ・届出者

森林所有者が自分で伐採するときは、森林所有者が届出します。森林の立木を買い受けて伐採するときは、買受人と森林所有者が連名で届出します。

#### ・届出の時期

伐採を始める90日から30日前までに届出をお願いします。

森林の土地所有者届・伐採および伐採後の届は下記ホームページよりプリントアウトできます。

ホームページ <http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/nourinsuisan/>



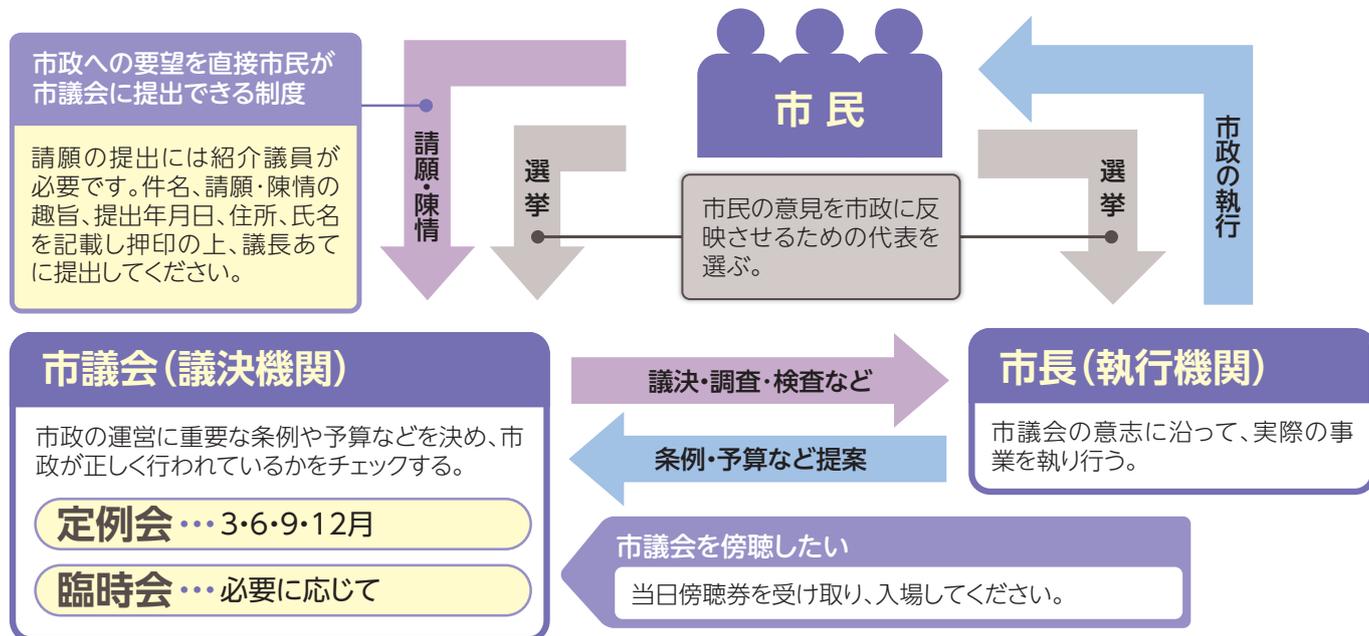


# 市政を身近に

## ■ 市議会の仕組み

☎ 議会事務局 ☎42-5621 FAX47-0250

議会と市長は、直接選挙によって選ばれた私たちの代表です。対等の立場と地位にあり、互いに考えを出し合いながら、市民生活向上のために努めています。



### 委員会

議案などの調査・審査をより詳しく専門的に行う、4つの常任委員会のほか、議会の運営を円滑に行うために議会運営委員会を設けています。調査・審査の案件によっては、特別委員会を設けることもあります。

### 傍聴のご案内

定例会・臨時会または委員会の傍聴を希望される方は、窓口で住所・氏名をご記入のうえ、傍聴券を受け取り、入場してください。傍聴席は、定例会・臨時会(議場)が39席、委員会(委員会室)が10席程度ございます。定例会・臨時会はインターネット中継も行っております。詳しくは、市議会ホームページ<http://www.akitakata.jp/ja/parliament/>をご覧ください。

### 請願・陳情

市政などについて直接議会に要望する制度として、請願・陳情があります。請願は議員の紹介を必要としますが、陳情は議員の紹介を必要としません。議会に提出された請願書・陳情書は、委員会などで審査し、本会議で採択したものは、執行機関に送付するなどして、その実現に努めます。



市政を身近に

## ■ 広報・広聴

問 政策企画課 ☎42-5612 FAX42-4376

### ■ 広報あきたかた

毎月第4木曜日「広報あきたかた」を発行しています。皆さんの暮らしに役立つ情報やイベント情報などたくさんの安芸高田市の情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。PDF版(安芸高田市ホームページ)でもご覧になれます。

※詳しくは安芸高田市ホームページをご覧ください。

### ■ 安芸高田市ホームページ

安芸高田市に関するさまざまな情報やニュースを随時更新しています。ぜひご覧ください。

(URL) <http://www.akitakata.jp/>

### ■ 広告募集中

「広報あきたかた」、「安芸高田市ホームページ」に掲載する広告を募集しています。市民の皆さんを中心に大きな宣伝効果が期待できます。企業や商品のPRやイメージアップに、ぜひご利用ください。

※広告の規格および掲載料などについては、ホームページをご確認ください。

## 広報「あきたかた」が、もっと手軽に！ アプリやホームページから、いつでも！！どこでも！！閲覧できます。

### ① デジタルブックを採用

パソコンもしくはタブレット横向き使用時では、ページをめくるように閲覧できます。(その他、タブレット縦向き使用時・スマートフォンなどでは、スクロールとなります)

### ② 多言語対応・音声読み上げ機能

スマートフォンやタブレット端末で、日本語・英語・中国語簡体字・中国語繁体字・韓国語・タイ語の6言語による多言語コンテンツの同時配信を自動翻訳エンジンと連携することで、実現します。多言語に対応した自動音声読み上げ機能(アプリの設定が必要です)も可能となります。

(無料ビューアアプリ「Catalog Pocket」のインストールが必要となります)

※翻訳に関しては、自動翻訳エンジンを使用しています。



### 閲覧の仕方

市のホームページより、「トップページ>広報・刊行物>広報あきたかた」の中に、リンクがありますので、そこからアクセスしてください。また、右記QRコードを読み込むことでもアクセスできます。

## 情報公開制度

問 総務課 秘書行政係 ☎42-5611 FAX42-4376

市が保有する情報について開示を請求することができます。(法令などの定めにより開示することができないと認められる情報や、特定の個人を識別できる情報など開示できない情報もあります。)

知りたい情報を持つ各部署にお問い合わせ、ご相談ください。



市政を身近に



# 相談

## ■ 各種相談

### ■ 相談の種別と窓口

～ひとりで悩まずに相談してください～

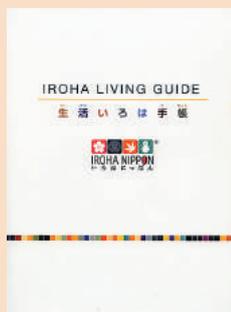
| 相談の種別      | 内容   | 予約及び問合せ先  |
|------------|--|---|
| くらしの総合相談会  | 国の機関への苦情や意見・暮らしの心配事相談をお受けします。  | 吉田人権会館<br>電話・お太助フォン 42-2826   |
| 総合相談       | さまざまな暮らしの心配事相談をお受けします。   | ※予約は相談日の5日間まで<br>たかみや人権会館<br>電話・お太助フォン 57-1330  |
| 巡回無料弁護士相談会 | 弁護士が無料でさまざまな相談をお受けします。   | 市内の各人権会館<br>電話・お太助フォン<br>●吉田 42-2826<br>●八千代 52-7500<br>●たかみや 57-1330<br>●甲田 45-4922<br>向原支所 電話・お太助フォン 46-3111<br>美土里支所 電話・お太助フォン 54-0311 |
| 高齢者総合相談    | 高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる相談をお受けします。   | 地域包括支援センター<br>電話 47-1132  |
| 消費生活相談     | 商品購入契約のトラブルや多重債務など（相談員）消費生活相談員（水・金曜日）  | 消費生活相談窓口<br>電話 42-1143  |
| 健康相談       | 赤ちゃんから高齢の方までからだやこころの相談をお受けします。   | 保健医療課<br>電話・お太助フォン 42-5633  |
| 障害者相談      | 障害者やその家族の方などのお悩みをお受けします。   | 障害者基幹相談支援センター<br>電話 47-1080   |
| 子育て相談      | ○母子自立相談<br>母子家庭の方の自立に関する相談を受け付けています。<br>○家庭児童相談<br>児童の成長発達、不登校の問題、育児上の困りごとに関する相談を受け付けています。<br>○子育て相談<br>子どもの発達や子育てに関する相談を受け付けています。 | 子育て支援センター<br>電話 47-1283   |
| 行政相談       | 行政相談委員が国の機関へ苦情や意見などお受けします。   | 総務課<br>電話・お太助フォン 42-5611  |

## ■ 結婚縁結び事業

問 環境生活課内結婚相談室 ☎42-1126 FAX47-1206

結婚縁結び事業は、結婚相談員と結婚コーディネーターが、カップリング交流イベントの開催、結婚希望者からの結婚に関する相談や、結婚希望者の紹介活動を通じて、結婚希望者同士の出会いの場を提供し、出会いから結婚まで支援をします。結婚を希望し、出会いを求められている方はご相談ください。

本市は、『外国人市民と日本人市民が互いの違いを認め合い、支え合うまちづくり』を基本理念に掲げて多文化共生を積極的に推進しています。  
問 人権多文化共生推進課 ☎42-5630 FAX47-1206



### 多言語生活ハンドブック「いろはにっぽん」

英語、ポルトガル語、中国語を準備し、更には、多文化共生推進員1名（英語）、多文化共生相談員1名（ポルトガル語）、多文化共生翻訳員・通訳員2名（ポルトガル語、中国語）の体制により、安心、安全な暮らしをサポートする体制を整えています。

**設置場所** 本庁 人権多文化共生推進課・各人権会館・各支所

**内容** 「緊急時」「文化・習慣」「暮らし」の各種いろはについて説明しています。

# 開 施設案内

## ■ 公共施設一覧

| 施設名称             | 所在地         | 電話番号    | FAX     |
|------------------|-------------|---------|---------|
| <b>■ 本庁・支所など</b> |             |         |         |
| 市役所              | 吉田町吉田791    | 42-2111 | 42-4376 |
| 八千代支所            | 八千代町佐々井1367 | 52-2111 | 52-2580 |
| 美土里支所            | 美土里町本郷1775  | 54-0311 | 54-0035 |
| 高宮支所             | 高宮町佐々部983-2 | 57-0311 | 57-1654 |
| 甲田支所             | 甲田町高田原2500  | 45-4111 | 45-4521 |
| 向原支所             | 向原町坂185-1   | 46-3111 | 46-2866 |

|                |             |                   |         |
|----------------|-------------|-------------------|---------|
| <b>■ 消防・警察</b> |             |                   |         |
| 消防本部・安芸高田消防署   | 吉田町吉田751-1  | 42-0931           | 47-1191 |
| 消防署 北部分駐所      | 美土里町北788-1  | 59-3021           | 59-3022 |
| 安芸高田消防ヘリポート    | 吉田町相合674-1  | 42-0931<br>(消防本部) | 47-1191 |
| 安芸高田市消防本部訓練場   | 吉田町西浦409-2  |                   |         |
| 安芸高田警察署        | 吉田町吉田1204-2 | 47-0110           |         |

**■ 保育所・放課後児童クラブ・幼稚園**  
 保育所P78 放課後児童クラブP81 幼稚園P80 をご覧ください。

|              |               |         |         |
|--------------|---------------|---------|---------|
| <b>■ 小学校</b> |               |         |         |
| 吉田小学校        | 吉田町吉田866      | 42-0368 | 42-0369 |
| 可愛小学校        | 吉田町山手1165-3   | 43-0005 | 43-0062 |
| 郷野小学校        | 吉田町桂234       | 43-0152 | 43-0153 |
| 刈田小学校        | 八千代町勝田1651    | 52-2009 | 52-3877 |
| 根野小学校        | 八千代町上根10033-1 | 52-3002 | 52-3870 |
| 美土里小学校       | 美土里町本郷4535-2  | 54-0047 | 54-0042 |
| 川根小学校        | 高宮町川根1920     | 58-0005 | 58-0051 |
| 来原小学校        | 高宮町原田3375     | 57-1012 | 57-1046 |
| 船佐小学校        | 高宮町佐々部915-1   | 57-0056 | 57-0073 |
| 甲立小学校        | 甲田町上甲立433     | 45-2050 | 45-7031 |
| 小田小学校        | 甲田町上小原2017    | 45-3009 | 45-4791 |
| 小田東小学校       | 甲田町高田原896     | 45-2068 | 45-4792 |
| 向原小学校        | 向原町坂60-1      | 46-2035 | 46-3773 |

|              |                |         |         |
|--------------|----------------|---------|---------|
| <b>■ 中学校</b> |                |         |         |
| 吉田中学校        | 吉田町常友1018-1    | 42-0400 | 42-1544 |
| 八千代中学校       | 八千代町佐々井11438-1 | 52-2007 | 52-3885 |
| 美土里中学校       | 美土里町本郷1214-5   | 54-0142 | 54-0291 |
| 高宮中学校        | 高宮町佐々部38-2     | 57-0050 | 57-2070 |
| 甲田中学校        | 甲田町高田原1250     | 45-2003 | 45-4793 |
| 向原中学校        | 向原町坂236-1      | 46-2049 | 46-4043 |

|                 |            |         |         |
|-----------------|------------|---------|---------|
| <b>■ 給食センター</b> |            |         |         |
| 給食センター          | 八千代町土師67-1 | 52-7111 | 52-7112 |

|                         |              |         |         |
|-------------------------|--------------|---------|---------|
| <b>■ 主な社会教育施設</b>       |              |         |         |
| 安芸高田市民文化センター(クリスタルアージュ) | 吉田町吉田761     | 42-2411 | 42-1866 |
| 八千代文化施設フォルテ             | 八千代町佐々井1391  | 52-2323 | 52-2335 |
| 美土里生涯学習センターまなび          | 美土里町本郷4535-2 | 59-2120 | 59-2122 |

| 施設名称          | 所在地                             | 電話番号                      | FAX                       |
|---------------|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 高宮田園パラッツォ     | 高宮町佐々部957                       | 57-1803                   | 57-1804                   |
| 甲田文化センターミュージズ | 甲田町高田原1446-3                    | 45-4311                   | 45-7022                   |
| 向原生涯学習センターみらい | 向原町坂333                         | 46-3121                   | 46-7167                   |
| 吉田文化創造センター    | 吉田町吉田1324-1                     | 42-2411<br>(安芸高田市民文化センター) | 42-1866<br>(安芸高田市民文化センター) |
| 中央図書館         | 吉田町吉田761<br>クリスタルアージュ1F         | 42-2421                   | 42-1866                   |
| 八千代図書館        | 八千代町佐々井1329<br>八千代人権福祉センター内     | 52-7500                   | 52-7024                   |
| 美土里図書館        | 美土里町本郷4535-2<br>美土里生涯学習センターまなび内 | 59-2120                   | 59-2122                   |
| 高宮図書館         | 高宮町佐々部957<br>高宮田園パラッツォ内         | 57-1803                   | 57-1804                   |
| 甲田図書館         | 甲田町高田原1446-3<br>甲田文化センターミュージズ内  | 45-4311                   | 45-7022                   |
| 向原図書館         | 向原町坂333<br>向原生涯学習センターみらい内       | 46-3121                   | 46-7167                   |
| 八千代の丘美術館      | 八千代町勝田494-7                     | 52-3050                   | 52-3051                   |
| 安芸高田市歴史民俗博物館  | 吉田町吉田278-1                      | 42-0070                   | 42-0070                   |

|                   |                     |         |  |
|-------------------|---------------------|---------|--|
| <b>■ 主な社会体育施設</b> |                     |         |  |
| 吉田運動公園            | 吉田町相合555-1          | 42-1010 |  |
| 吉田サッカー公園          | 吉田町西浦187-1          | 42-1600 |  |
| 吉田温水プール           | 吉田町西浦340-1          | 47-1210 |  |
| 八千代B&G海洋センター      | 八千代町佐々井1329         | 52-2320 |  |
| 美土里B&G海洋センター      | 美土里町本郷4518-3        | 54-0963 |  |
| 美土里総合運動公園         | 美土里町本郷4535-2        | 59-2120 |  |
| 高宮B&G海洋センター       | 高宮町佐々部38-7          | 57-1616 |  |
| 高田原スポーツ広場         | 甲田町高田原1775-2・1758-1 | 45-4311 |  |
| 甲立多目的広場           | 甲田町上甲立293           | 45-4311 |  |
| 小原多目的広場           | 甲田町下小原3342          | 45-4311 |  |
| 向原運動広場            | 向原町長田4680           | 46-3121 |  |

|                |              |         |         |
|----------------|--------------|---------|---------|
| <b>■ 各人権会館</b> |              |         |         |
| 吉田人権会館         | 吉田町常友1284-1  | 42-2826 | 42-2826 |
| 八千代人権福祉センター    | 八千代町佐々井1329  | 52-7500 | 52-7024 |
| たかみや人権会館       | 高宮町佐々部983-13 | 57-1330 | 57-1330 |
| 甲田人権会館         | 甲田町高田原1458   | 45-4922 | 45-4660 |

|                 |              |         |         |
|-----------------|--------------|---------|---------|
| <b>■ その他の施設</b> |              |         |         |
| 安芸高田市葬斎場あじさい聖苑  | 吉田町多治比2914-2 | 47-1215 | 47-1216 |



施設案内



